

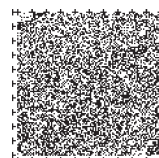
# 和歌山県地域福祉推進計画 (改定版)

平成27年度～平成31年度

～『支え合い』が和歌山で暮らすみんなの合い言葉に～



和歌山県



## ごあいさつ



少子高齢化の進行や若者の流出等による人口減少、単身世帯の増加などの社会情勢の変化等により、地域住民のつながりが希薄化する中、和歌山県では、平成17年3月に「和歌山県地域福祉推進計画」を策定し、住民や地域で活動する多様な組織と行政が連携し、支援を必要としている人を適切な支援へつなげる「支え合いのネットワーク」の構築に取り組んできました。

この間、民生委員・児童委員や地域見守り協力員等による見守りのほか、平成26年度からは、元気な高齢者によるボランティア活動を促進する事業をスタートさせるなど、地域における見守り・支え合い活動を推進してきたところです。

しかしながら、地域には、孤立死、高齢者や障害のある人を狙った消費者被害、虐待等、様々な社会問題が増加しており、社会的孤立の課題への対応が急務となっています。

また、近年、多発している風水害や、近い将来発生が予想される南海トラフ地震への備えも重要な課題です。

このたび改定した計画では、こうした諸課題への対応として、自ら避難することが困難な人の防災対策を盛り込むとともに、多様な担い手による支え合い体制の強化や、地域福祉推進のよりどころとなる市町村地域福祉計画の早期策定に重点的に取り組むこととしています。

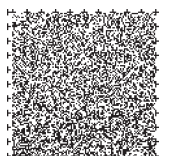
地域福祉の推進は、県民の皆さん一人ひとりが地域に関心を持っていただくこと、そして、身近にある課題に気づき、その解決に向けて一緒になって取り組んでいただくことが何より重要です。

この計画に基づき、支援を必要としている人を地域社会で支え、誰もが安心して生活できる「支え合いのふるさとづくり」を皆さんと共に進めて参りたいと思いますので、より一層の御理解と御協力をお願いします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、御意見をお寄せいただいた県民の皆さんをはじめ、熱心に御審議いただきました和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

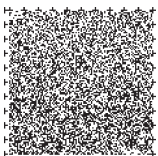
平成27年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸



## 地域福祉とは

- わが国では、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、個人主義的傾向の強まり、都市部への人口集中による地方の過疎化等により、地域住民相互のつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といったご近所の支え合い機能が低下してきています。  
このような地域を取り巻く環境の変化を背景に、孤立死、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、高齢者や障害のある人を狙った消費者被害等、様々な問題が生じています。
- 福祉制度の分野においては、介護保険制度や障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の施行などにより、地域における個人の自立した生活を支援するということが、近年の福祉施策の基本的な方向となっており、地域に暮らす住民の生活を支援するため、公的な福祉サービスは、拡大充実してきています。
- しかしながら、ひとり暮らしの高齢者世帯の家事援助の対応や、介護が必要な親と障害のある子どもなど共に支援が必要な世帯への対応等、地域の生活課題は多様化しており、もはや既存の公的な福祉サービスの充実や整備だけでは対応することが困難となってきました。
- このような地域の生活課題に対して、住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携し、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域を創りあげていく、そのような取組や考え方が「**地域福祉**」です。
- 地域福祉においては、個人の努力や家族で支え合う「自助」、地域でお互いに支え合う「共助」、行政が提供する公的援助「公助」が相まって支える仕組みと体制が重要です。



# 和歌山県地域福祉推進計画

## 目次

### 第1章 計画の趣旨

|              |   |
|--------------|---|
| 1 計画改定の趣旨    | 1 |
| 2 計画の位置付け・性格 | 1 |
| 3 計画の期間      | 3 |

### 第2章 地域を取り巻く環境

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 本格的な少子高齢社会の到来            | 4  |
| 2 家族・地域における「支え合い」機能の低下     | 7  |
| 3 「地域での自立支援」がキーワードとなった福祉制度 | 9  |
| 4 地域に存在する多様な生活課題           | 10 |
| 5 多様化する地域福祉の担い手            | 11 |

### 第3章 計画の基本方向

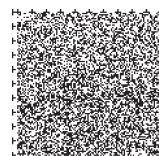
|           |    |
|-----------|----|
| 1 計画の理念   | 12 |
| 2 計画の重点事項 | 12 |

### 第4章 支え合いネットワークの構築推進

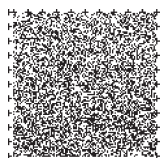
|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 支え合いネットワーク            | 14 |
| 2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割 | 15 |
| (1) 住民の役割               | 15 |
| (2) 地域で活動する多様な組織の役割     | 16 |
| (3) 行政の役割               | 19 |

### 第5章 支え合い活動の推進

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 施策体系                          | 21 |
| 1 人権を尊重した地域福祉の推進              | 22 |
| (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進          | 22 |
| (2) 人権教育・啓発の推進                | 22 |
| (3) 相談・支援・救済の推進               | 22 |
| (4) 推進体制の整備                   | 23 |
| 2 「支え合い」促進のための体制づくり           | 23 |
| (1) 民生委員・児童委員活動の促進            | 23 |
| (2) 社会的孤立の防止                  | 23 |
| (3) 高齢者による地域助け合い活動の促進         | 24 |
| (4) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進        | 24 |
| (5) ボランティア活動の促進               | 24 |
| (6) NPO活動の促進                  | 25 |
| (7) 男女共同参画の推進                 | 25 |
| (8) 他分野との連携による総合的なコミュニティ施策の促進 | 25 |



|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| (9)  | 地域資源の活用促進                | 25 |
| (10) | 共同募金運動の推進                | 25 |
| (11) | 健康づくりの推進                 | 26 |
| (12) | 自殺対策の推進                  | 26 |
| (13) | ひきこもり等への支援               | 26 |
| (14) | 矯正施設退所後の社会復帰の支援          | 26 |
| (15) | 保健・医療・介護・福祉等の連携          | 26 |
| (16) | 過疎地域における支え合い機能の確保        | 27 |
| 3    | 地域福祉施策の推進                | 27 |
| (1)  | 福祉サービスの適切な利用等の推進         | 27 |
| (2)  | 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備      | 27 |
| (3)  | 生活困窮者の自立支援の推進            | 28 |
| (4)  | 福祉に関する総合相談体制の整備          | 28 |
| (5)  | 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保   | 29 |
| (6)  | I C T（情報通信技術）活用による利便性の向上 | 29 |
| 4    | 地域福祉を支える人材の育成・確保と資質の向上   | 29 |
| (1)  | 福祉教育・啓発の推進               | 29 |
| (2)  | 福祉活動の中核となる担い手の育成         | 30 |
| (3)  | 福祉職場への就業促進               | 30 |
| (4)  | 福祉人材の資質の向上・定着の促進         | 30 |
| (5)  | 福祉・介護人材確保対策              | 30 |
| 5    | 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備     | 31 |
| (1)  | 健全な事業運営の確保               | 31 |
| (2)  | 福祉サービスの点検・評価             | 31 |
| (3)  | 苦情解決の仕組みの整備              | 31 |
| (4)  | 経営指導・支援の充実               | 31 |
| 6    | 防災対策の推進                  | 31 |
| (1)  | 防災知識の普及・啓発               | 31 |
| (2)  | 災害時における地域の支え合いの強化        | 32 |
| (3)  | 避難行動要支援者への支援体制強化         | 32 |
| (4)  | 円滑な避難所運営の強化              | 32 |
| (5)  | 社会福祉施設等の防災対策強化           | 33 |
| 7    | 関連計画及び関連方針との連携           | 33 |
| (1)  | 「わかやま長寿プラン」              | 33 |
| (2)  | 「紀の国障害者プラン」              | 33 |
| (3)  | 「紀州っ子健やかプラン」             | 34 |
| (4)  | 「和歌山県人権施策基本方針」           | 35 |

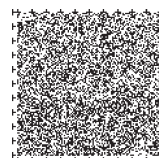


## 第6章 市町村地域福祉計画の策定支援（ガイドライン）

|                              |    |
|------------------------------|----|
| ～福祉施策の共通理念「地域福祉」～            | 36 |
| 県内市町村の地域福祉計画策定状況             | 37 |
| 1 計画策定の基本的留意事項               | 38 |
| (1) 計画の総合性                   | 38 |
| (2) 住民の主体的参画（プロセス重視の計画）      | 38 |
| (3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定         | 38 |
| (4) 男女共同参画                   | 39 |
| (5) 支え合いネットワークの構築            | 39 |
| (6) 適切な圏域の設定                 | 39 |
| (7) 地域資源の活用                  | 40 |
| (8) 計画の期間                    | 40 |
| (9) 目標の設定・公表と情報提供            | 40 |
| (10) 他の福祉計画との関係              | 41 |
| (11) その他                     | 41 |
| 2 地域福祉計画の策定手順                | 41 |
| 3 地域福祉計画の構成（盛り込む事項の例示）       | 42 |
| (1) 計画の理念、関係者の役割等            | 43 |
| (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進    | 43 |
| (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 | 43 |
| (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進     | 43 |
| (5) 要援護者への支援体制               | 43 |
| (6) 生活困窮者の自立支援体制             | 44 |
| (7) それぞれの地域で地域福祉を推進する上で必要な事項 | 44 |
| (8) 計画の進行管理                  | 44 |
| (9) 資料編                      | 44 |
| 4 地域福祉計画の策定事例－かつらぎ町地域福祉計画－   | 44 |

## 参考資料

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 地域福祉の取組事例                | 47 |
| 2 社会福祉法〈一部抜粋〉              | 60 |
| 3 和歌山県社会福祉審議会規則            | 61 |
| 4 和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿 | 64 |
| 5 用語解説                     | 65 |
| 6 福祉に関する総合相談窓口一覧           | 70 |





# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画改定の趣旨

和歌山県地域福祉推進計画は、2005(平成17)年3月に「支え合いのふるさとづくり」の推進をめざして策定されました。

その後、社会情勢の変化等を背景とする様々な地域の生活課題に対応していくため、2010(平成22)年3月に計画を改定し、住民、地域で活動する多様な組織及び行政が、ネットワークを構築して地域の課題を共有するとともに、その課題解決に向けてそれぞれが役割を分担して取り組む「新しい支え合い」の仕組みづくりを推進してきました。

しかしながら、現在もなお、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、高齢者や障害のある人を狙った消費者被害等、様々な社会問題が増加しており、社会的孤立の課題への対応が急務になっています。

また、一方では、地域福祉を取り巻く法制度において、生活困窮者自立支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されるとともに、介護保険法や災害対策基本法の改正等が行われています。

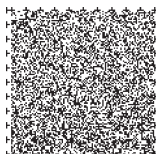
このように、地域福祉の重要性が高まる中、支え合いのネットワークが更に充実され、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応できる仕組みが、速やかに県内全域で構築されるよう、和歌山県地域福祉推進計画を改定するものです。

## 2 計画の位置付け・性格

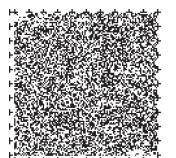
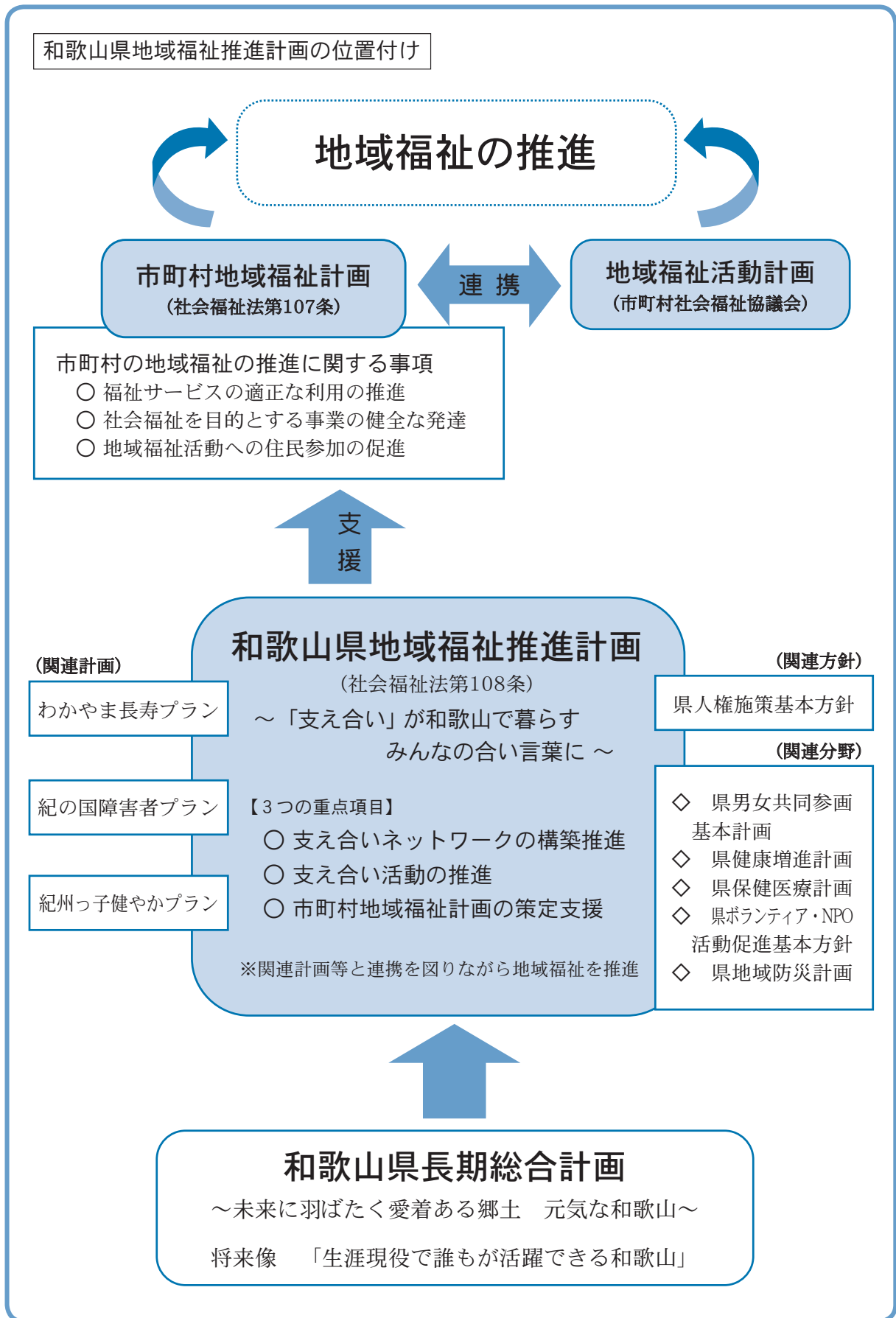
2008(平成20)年3月に策定した「和歌山県長期総合計画－未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山－」は、本県がめざす将来像の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向を明らかにしたものです。

和歌山県地域福祉推進計画は、その中の将来像のひとつである「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」を推進するための計画であり、「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」、「紀州っ子健やかプラン」、「和歌山県人権施策基本方針」と連携し、関連分野の他計画等との整合性を図りながら、本県の地域福祉を推進していくものです。

また、当計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、市町村地域福祉計画の策定における指針としての性格を併せ有するものです。



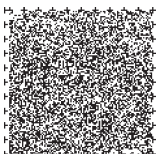
和歌山県地域福祉推進計画の位置付け





### 3 計画の期間

当計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、市町村地域福祉計画の策定状況や制度改正等を勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 第2章 地域を取り巻く環境

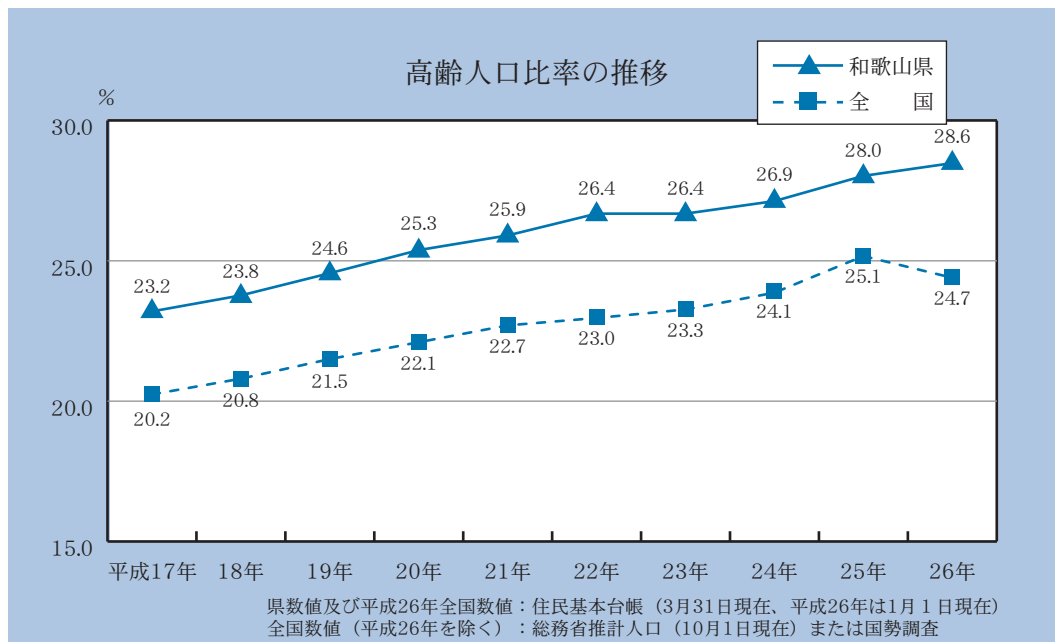
### 1 本格的な少子高齢社会の到来

- わが国の少子高齢化が世界に例を見ない速さで進行する中、和歌山県は全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。

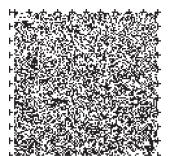
2014(平成26)年1月1日現在の本県の高齢者(65歳以上)人口は、前年3月31日より4,936人増加して28万9千人を超えています。高齢人口比率は28.6%に達しており、全国で6番目、近畿府県内では1番高い水準になっています。

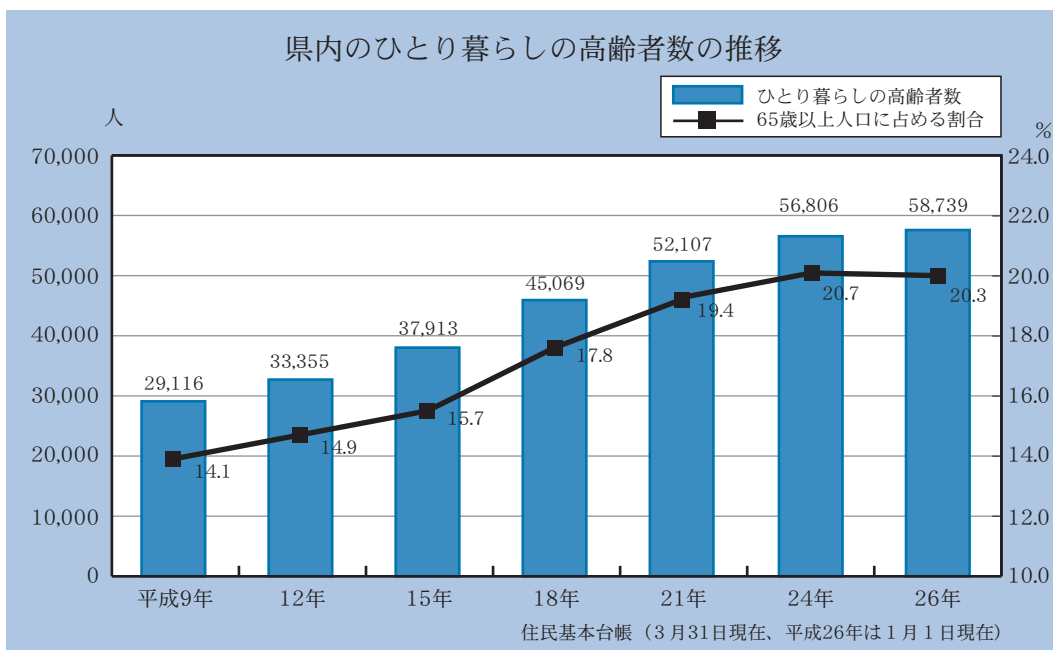
また、高齢人口比率が25%(4人に1人が高齢者)以上の市町村は、県内30市町村のうち28市町村、30%以上は18市町村となっています。(2014(平成26)年1月1日現在の住民基本台帳)

今後も高齢化はさらに進行し、5年後にはおよそ3人に1人が高齢者になると見込まれています。(2013(平成25)年3月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計)

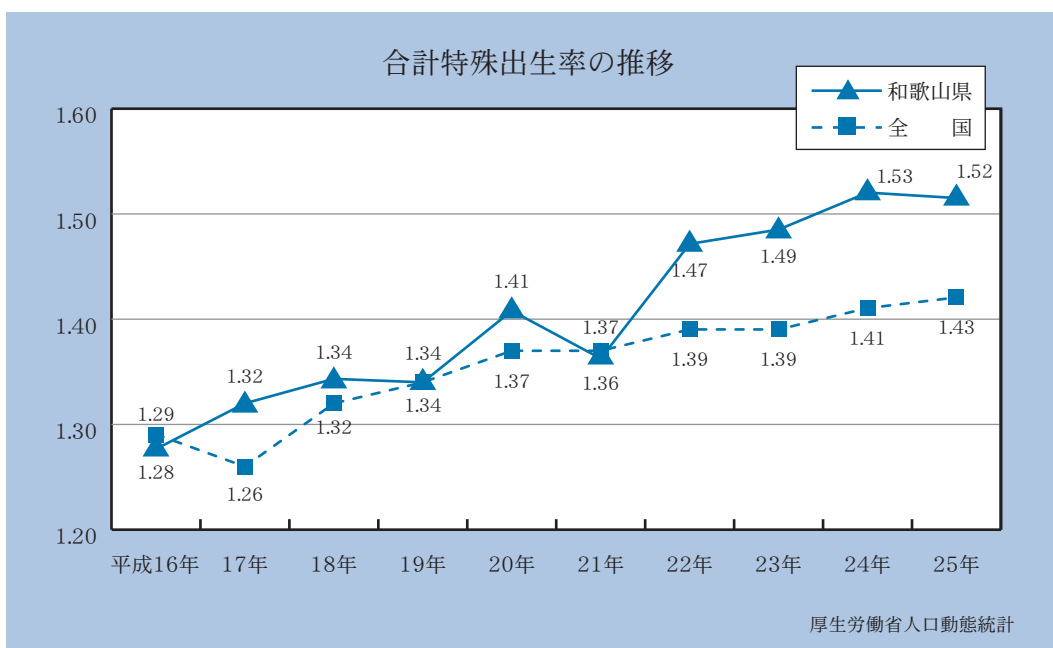


- 県内のひとり暮らしの高齢者は58,739人で、65歳以上人口の20.3%を占めており、前年3月31日より1,456人増加しています。(2014(平成26)年1月1日現在の住民基本台帳)

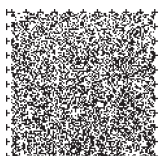




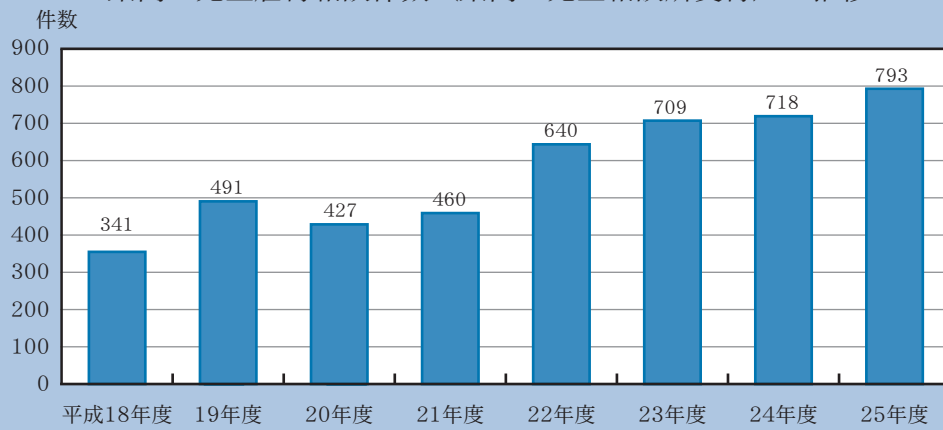
- 本県における合計特殊出生率は、1.52 と全国平均 1.43 (2013(平成 25)年厚生労働省人口動態統計) を上回るものの、人口維持に必要といわれている 2.07 を大きく下回り、長期的な少子化傾向への流れは変わっていません。



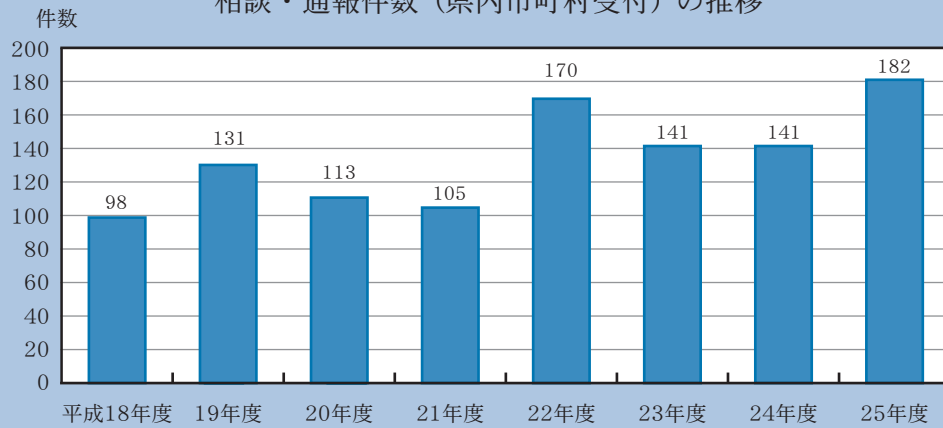
- 地域においては、介護や子育て等に伴うストレスの増大が一因となった虐待、高齢者等を狙った消費者被害等、様々な社会問題が増加しています。



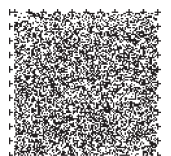
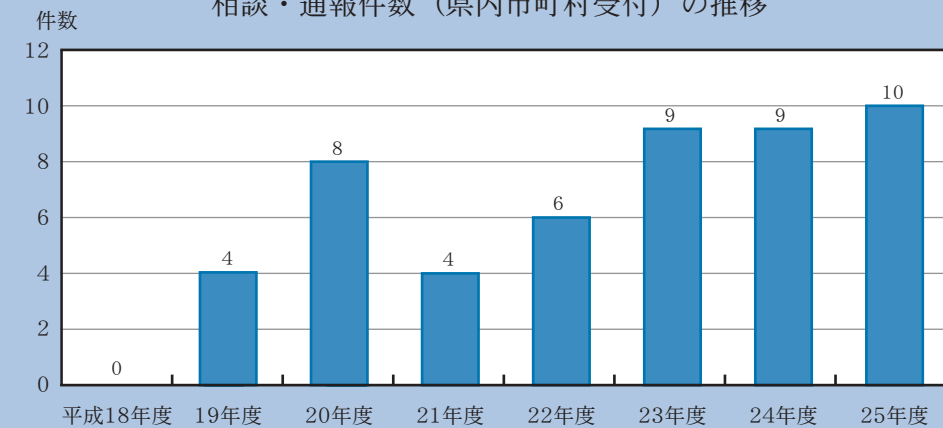
県内の児童虐待相談件数（県内2児童相談所受付）の推移

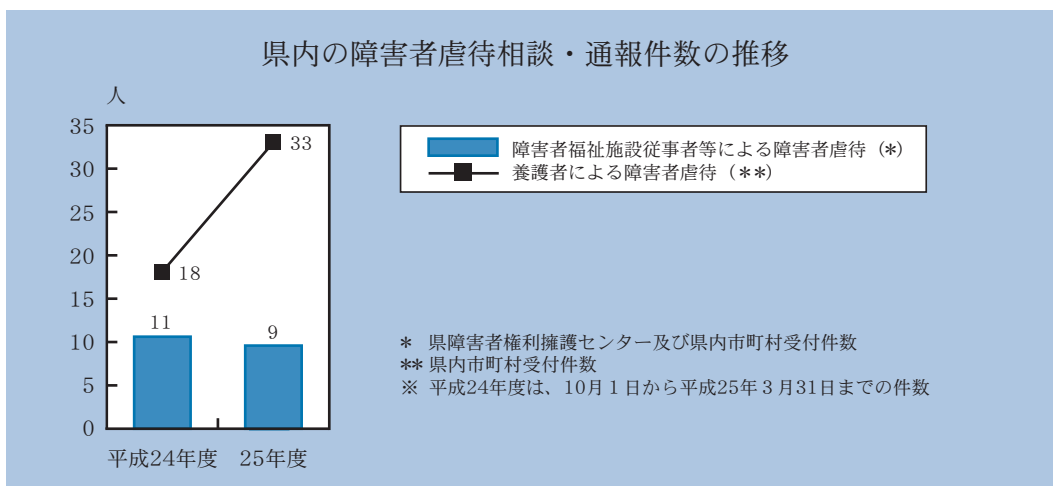


県内の養護者による高齢者虐待  
相談・通報件数（県内市町村受付）の推移



県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待  
相談・通報件数（県内市町村受付）の推移

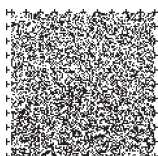
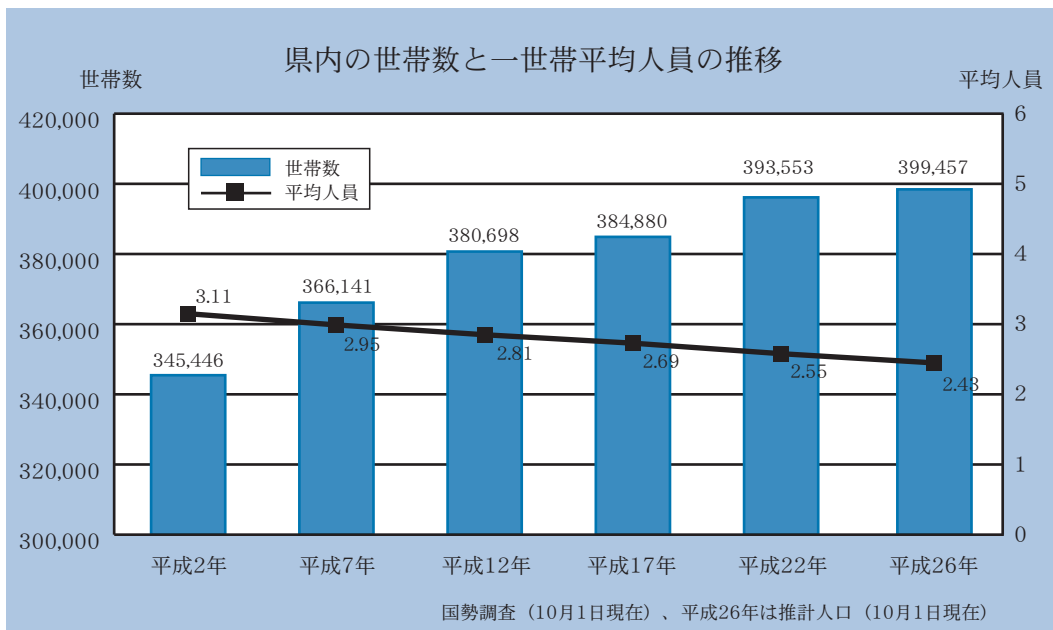


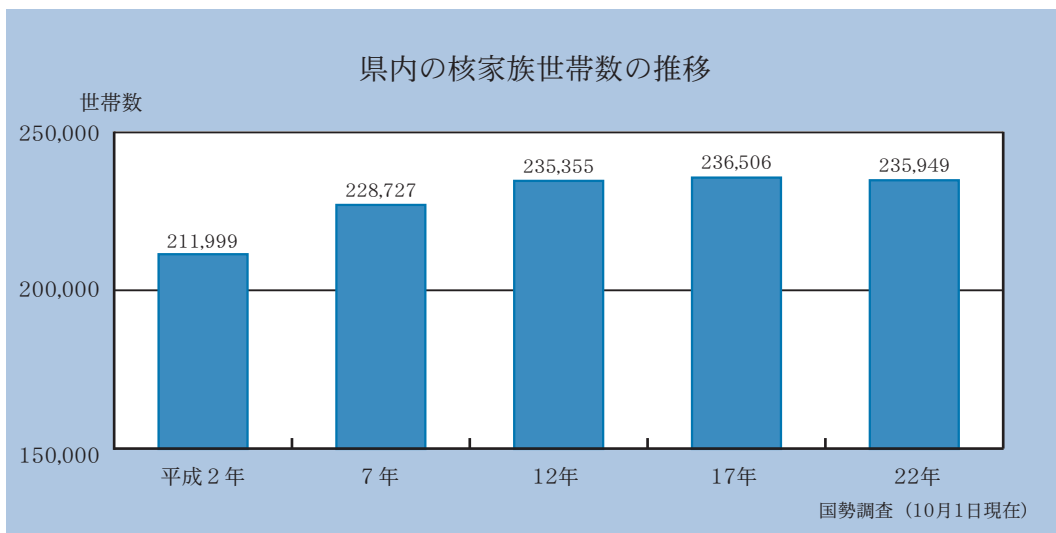


- このような問題を防止するためには、地域における見守り活動の強化、高齢者などへの声かけや町内行事への誘い出し等により、住民同士のつながりを再構築していくことが大切です。また、地域は次世代を育む場でもあることを認識し、子どもが地域社会に参加する仕組みをつくるなど、将来の担い手を育てていくという視点も必要です。

## 2 家族・地域における「支え合い」機能の低下

- 本県においては、少子高齢化の進行に加えて、県外大学進学率が全国で1位ということが示すように、若年層を中心とした人口流出が進んでおり、市街地だけでなく山間地域においても一世帯平均人員の減少や核家族化が進んでいます。そのため、同居家族による支え合いの機能は低下しており、子育てや介護、日常生活における買い物等、各世代への負担はそれぞれ増加しています。



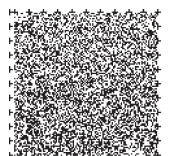
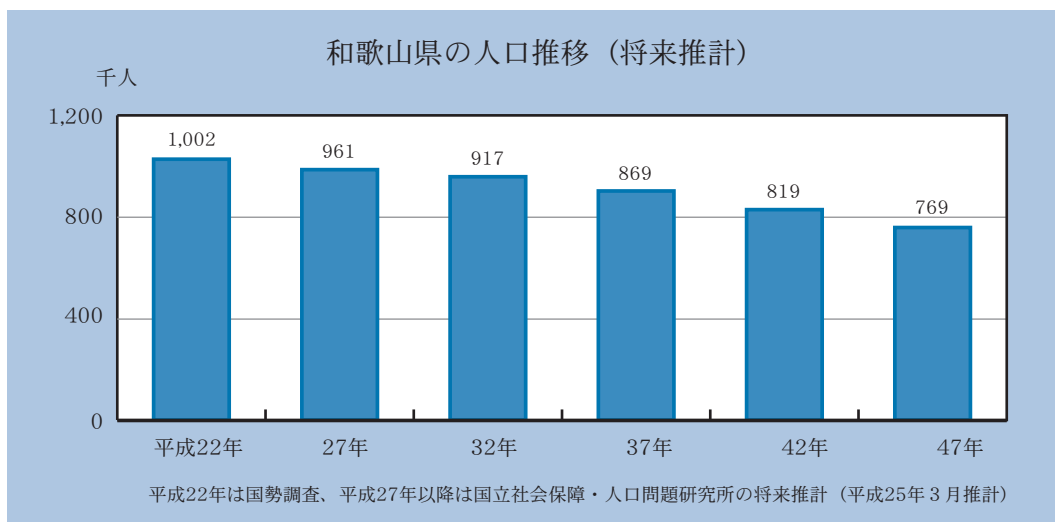


- 人口の流出入が多い都市部においては、個人主義的傾向が強まっており、自治会への未加入世帯が増加するなど、「お隣の顔も知らない。」といったような地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいます。

また、公的賃貸住宅団地等においても、高齢化が進行しているところでは、コミュニティにおける助け合い機能の脆弱化が懸念されています。

一方、本県の面積の大部分を占めている山間地域においては、若年層の都市流出等による過疎化に一層の拍車がかかっており、住民同士が共同して生活を維持したり、地域の景観・文化等を維持管理していくことが困難となっている地域が増加しています。

- このような状況の中、コミュニティの再生を図るためには、豊かな自然環境を生かした地域振興と並んで、地域福祉の推進が求められています。





### 3 「地域での自立支援」がキーワードとなった福祉制度

- 1990(平成2)年に、住民に身近な市町村において在宅福祉サービスと施設福祉サービスが一元的に提供される体制づくりを進めることを目的とした福祉8法の改正が実施されて以後、介護保険法(1997(平成9)年制定)、社会福祉基礎構造改革に基づく社会福祉法(2000(平成12)年改正)、障害者自立支援法(2005(平成17)年制定)等、社会福祉を取り巻く法制度の見直しが行われました。

#### 福祉8法の改正

老人福祉法の一部を改正する法律(平成2年法律第58号)により、在宅福祉サービスの推進という共通理念の下に、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法の福祉関係の8法が一括して改正されました。

福祉各法への在宅福祉サービスの積極的推進、在宅・施設福祉サービスを市町村に一元化、市町村及び都道府県への老人保健福祉計画策定の義務付け等を主な改正内容としています。

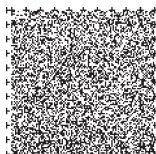
- これらの制度見直しにより、福祉制度の基本的な考え方は、利用者本位の福祉サービス(措置制度から契約制度へ)、市町村中心主義(措置権限等が市町村に委譲)、在宅福祉の充実、自立支援の強化、サービス供給体制の多様化(民間企業等の参入)へと方向転換が図られ、「地域への移行」と「自立」をキーワードに、障害があっても介護が必要な状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい生活を送ることができるサービス提供体制の整備を行うこととされ、地域の役割がますます重要となってきました。

#### 社会福祉基礎構造改革

社会福祉は、戦後の生活困窮者の保護・救済を中心として開始されましたが、時代の経過とともに、保護・救済とは別に、幅広い領域のサービスが求められ、次の社会に対応する多様な福祉施策の展開が必要になりました。

1951(昭和26)年の社会福祉事業法の制定以来、あまり変化のなかった法律も、1998(平成10)年からの中央社会福祉審議会の議論を経て、社会福祉事業法をはじめとする関連の法律が一度に改正されました。これらの一連の改革が社会福祉基礎構造改革と呼ばれています。

- その後、2012(平成24)年には、市町村が実施主体となり、地域の実状に応じた子ども・子育て支援を行うためのいわゆる「子ども・子育て関連3法」や、地域社会における共生の実現に向けて障害のある人の日常生活、社会生活を総合的に支援する「障害者総合支援法」が制定されました。また、2015(平成27)年には、「改正介護保険法」や「生活困窮者自立支援法」が施行されるなど、地域福祉の重要性は、さらに増してきています。



#### 4 地域に存在する多様な生活課題

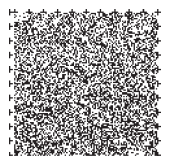
- 公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、その時のニーズに応じた法制度の整備等により、それぞれの分野ごとに質量とも拡大充実してきました。
- 一方、少子高齢化や過疎化の進行、家族や地域における相互扶助機能の低下、地域での自立した生活を支援する福祉施策の推進等により、地域には、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加していることも事実です。

例えば、ひとり暮らしの高齢者世帯のゴミ出しや電球交換などの家事援助の対応、ひとり暮らしの認知症高齢者対策、犯罪加害者となった障害のある人やホームレスなどが地域で自立した生活をする上での問題等、多種多様な課題が地域には存在しています。

また、近年の急激な経済社会の変化や地域経済の低迷による生活困窮等の問題、それに伴う社会不安やストレスといった問題も増加しています。
- 近年多発している風水害や近い将来発生が予測されている南海トラフ地震への備えも重要課題です。

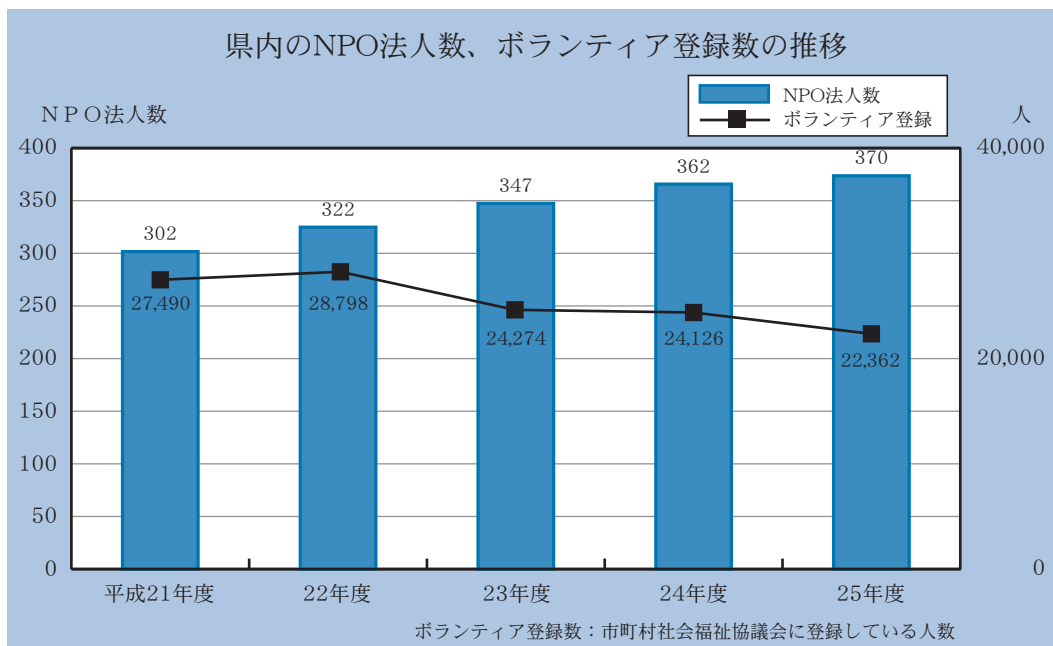
特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対する適切な避難支援ができるよう、日頃から地域における支援体制を構築しておく必要があります。
- 基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービスの充実により対応することが原則ですが、上記のような課題をはじめ、虐待や消費者被害の問題等、支援を必要としながらも相談・支援につながらないような住民の生活課題を解決するためには、それをどのようにして発見し、支援につなげていくか、といった問題が残されています。

この問題に対応していくためには、地域全体で見守り、支援していくという地域福祉の推進が求められます。

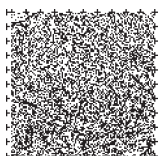


### 5 多様化する地域福祉の担い手

- 地域福祉の担い手としては、地域福祉の軸となる社会福祉協議会及び民生委員・児童委員をはじめ、既存組織である自治会・老人クラブ・学校関係者・PTA・企業等、一定の目的のために組織されたボランティア団体などのNPO、地域に密着した事業者である福祉サービス提供者・郵便局・電力会社・農業協同組合・新聞販売所・宅配事業者・飲料販売事業者・商店・医療機関等、専門職の弁護士・司法書士・社会福祉士等、そして行政機関である地域包括支援センター・福祉事務所・市町村・警察など、地域で活動する多様な組織が考えられます。



- 住民の主体的な参画を促進し、地域の幅広い生活課題に対応するためには、福祉の枠にとらわれることなく、防災、まちづくり、教育、文化やスポーツ、さらにはコミュニティビジネスや社会起業家といった様々な分野と協働した取組が必要となります。



## 第3章 計画の基本方向

### 1 計画の理念

2008(平成20)年3月策定の和歌山県長期総合計画では、「未来に羽ばたく愛着ある郷土元気な和歌山」を和歌山県全体のめざすべき将来像としています。

当計画は、県長期総合計画における将来像のひとつである「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」の実現を基本理念として、「支え合い」を和歌山で暮らすみんなの合い言葉に、誰もが人権を尊重され、安心して自分らしい生活を送ることができる「支え合いのふるさとづくり」を推進します。

### 2 計画の重点事項

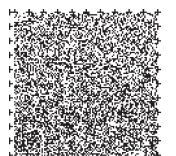
計画の理念に基づき、支援を必要としている住民(以下「要援護者」という。)を早期発見し、適切な支援へつなげる支え合いの仕組みをつくること、多様な担い手を確保し、地域の支え合い活動を促進すること、そして、すべての市町村がその実現に向けて計画的に取り組むことを重点事項とします。

#### ○ 支え合いネットワークの構築推進

支え合いの仕組みを効果的に機能させるためには、住民の主体的な参画のもと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、自治会等の地域で活動する多様な組織と行政が地域福祉の担い手として連携し、それぞれの役割を明確にした支え合いのネットワークを形成することが不可欠です。

一方、各市町村の支え合いネットワークの現状は、社会福祉協議会と民生委員・児童委員を主とし、その他の担い手が少ない傾向が見受けられます。

今後、ますます多様化・複雑化すると見込まれる地域の生活課題に対応していくためには、住民の地域福祉への関心を高めることはもちろん、地域で活動する多様な組織による支え合いが重要です。地域の状況に応じた様々な分野の担い手による、更に充実した支え合いネットワークの構築を推進します。



### ○ 支え合い活動の推進

要援護者をはじめ、誰もが安心して自分らしい生活を送るためには、地域における支え合いが不可欠です。

県や和歌山県社会福祉協議会では、支え合い活動を推進するため、人権尊重の視点に立ち、「支え合い」を促進するための体制づくりや福祉サービスを利用しやすい環境づくり、地域福祉を支える人材の確保、避難行動要支援者の防災対策等、様々な事業に取り組むとともに、国・県の事業や支え合い活動の先行事例等の情報を提供するなど、市町村の支え合い活動を支援します。

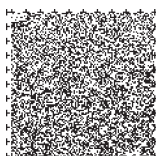
各市町村においては、地域の実状に応じて、国・県の事業や情報を活用し、支え合い活動を更に進めていくことが肝要です。

### ○ 市町村地域福祉計画の策定支援

地域福祉を推進していくためには、住民、地域で活動する多様な組織及び行政が一体となって、目標に向けた取組を行うことが必要不可欠です。そのため、住民や活動組織が参画して策定する市町村地域福祉計画が、その策定過程を含め、地域福祉の推進に重要な役割を果たします。

県内のすべての市町村で、地域の実情に対応した地域福祉計画が策定されるとともに、定期的な計画の進行管理及び見直しが行われるよう助言します。

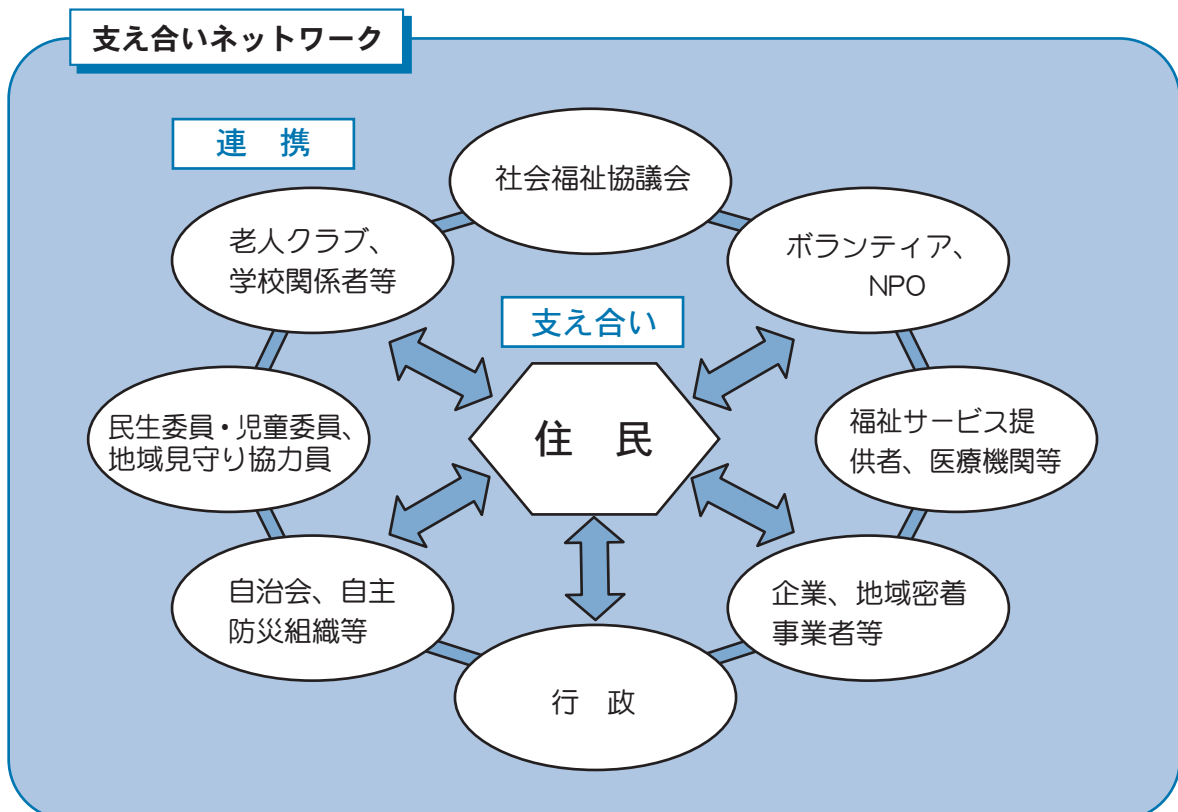
また、県の地域福祉推進状況の指標の一つとして、毎年、各市町村における計画の策定状況を県のホームページで公表します。



## 第4章 支え合いネットワークの構築推進

### 1 支え合いネットワーク

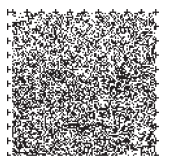
- 地域には様々な課題を抱えた住民が生活しています。誰もが安心して自分らしい生活を送るためには、その地域で暮らす一人ひとりが、身近に要援護者がいないか気をかけ、必要に応じて適切な支援につなげていくことが求められます。
- 地域で活動する組織は、それぞれの特性に応じた地域福祉活動を行っていますが、地域福祉を一層推進していくためには協働した活動が効果的です。  
 具体的には、お互いに顔の見える地域を圏域として地域福祉の担い手が連携し、地域の課題を共有するとともに、その課題解決に向けてそれぞれが役割を分担して取り組む支え合いネットワークによる活動です。  
 なお、過疎地域や地域住民の高齢化等により地域福祉の担い手が不足する地域においては、圏域を拡大するなど、地域の状況に応じたネットワークが必要です。
- 県では、地域福祉を推進するため、様々な分野の担い手による支え合いネットワークを提案し、その構築を進めていきます。



※上記はイメージであり、具体的な担い手は各地域により異なります。

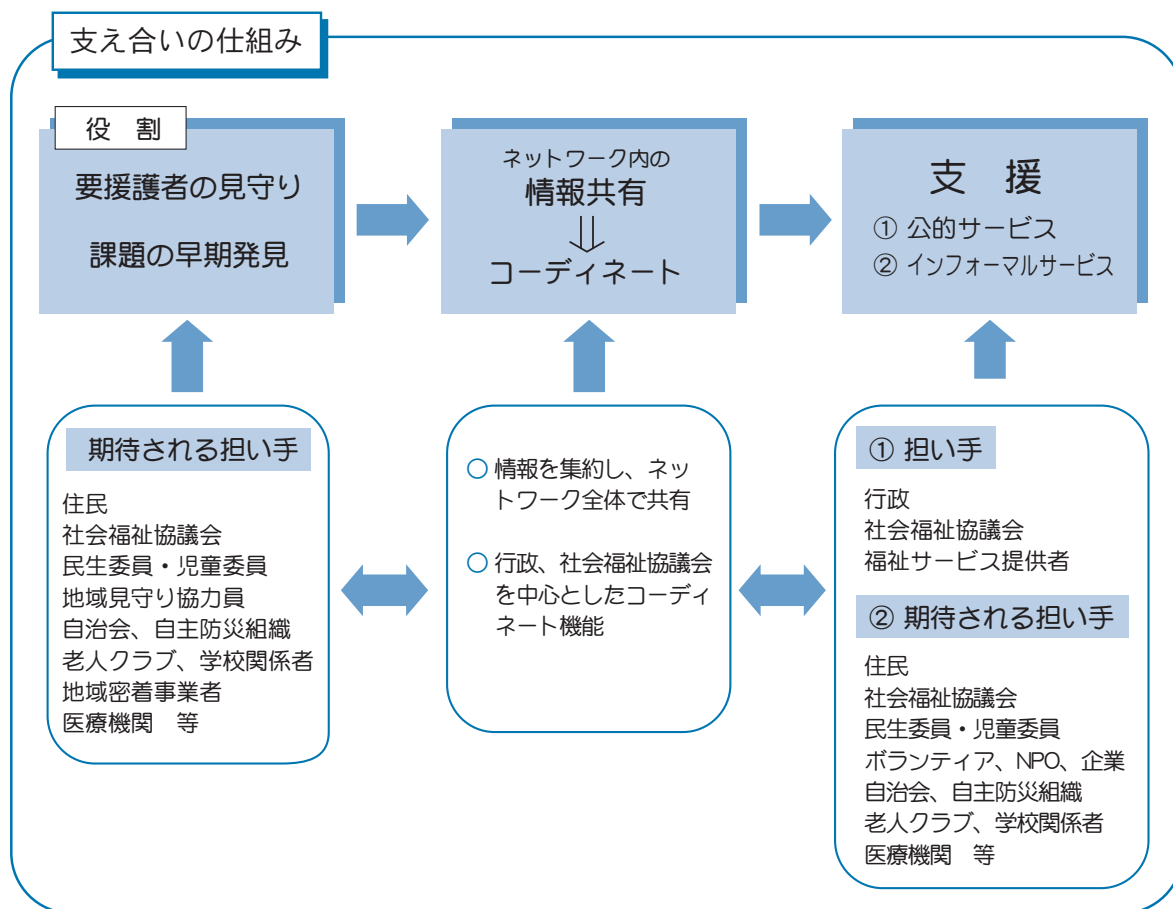
※『行政』には、様々な相談・支援機関があります。

(県及び市町村の福祉に関する総合相談窓口一覧は、P70参照)





- 支え合いネットワークにおける地域福祉の担い手それぞれに期待される役割は、下図のとおり分担されますが、他人任せにならないよう、それぞれが当事者意識を持って、その役割を担うことが大切です。そのためにも、ネットワーク全体で地域の状況を共有したり、お互いの役割を理解し合う機会を持つことが必要です。



※上記はイメージであり、役割・担い手等は各地域により異なります。

- 支え合いの仕組みを円滑に機能させるためには、地域の課題とそれに応じた支援をコーディネートすることが大切です。

コーディネート機能は、地域福祉活動を推進するための基盤の一つであることから、市町村が中心となって、その充実にに向けた支援をすることが期待されます。

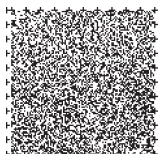
また、地域福祉の推進を目的とする市町村社会福祉協議会は、中心となって、その仕組みの整備と活動をリードしていくことが求められます。

## 2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割 ～地域福祉の担い手～

### (1) 住民の役割

- 住民は、地域福祉の主役です。

多様化する地域の生活課題への対応において、公的な福祉サービスだけで解決できることは少なく、それらの解決には、住民の果たす役割が欠かせないものです。



例えば、身近な住民でなければわからないことについて、「支援の必要があれば行政等へつなぐ。」「できることは自らが支援する。」といった、住民自らが、その解決に向けた一歩を踏み出すことが期待されています。

- そのためには、自らが生活している地域に関心を持ち、その現状と地域が抱えている課題等を知ることが大切です。その上で、地域をより良くしていくためには何をすべきかを考えて行動に移す、そのような主体性が地域福祉の原動力となります。地域福祉計画策定への主体的な参画、地域で活動する多様な組織や行政との連携等、その積極的な地域福祉活動が期待されています。

- また、住民は、地域福祉の担い手である一方、支援される対象でもあります。個人の努力や家族で支え合う「自助」に加えて、地域でお互いに支え合う「共助」の関係を日頃から築いておくことが求められます。

離れて生活する家族の支え合いも大切です。例えば、ひとり暮らしの親に電話をかけることで変化に気付き、手紙を出すことが郵便局による見守りにつながります。そして、こうした気遣いは、何より高齢者の安心につながります。

## (2) 地域で活動する多様な組織の役割

### ア 社会福祉協議会

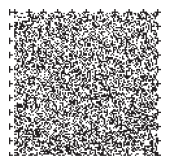
- 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条及び第110条の規定により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、その役割が明確に規定されています。

- 県社会福祉協議会は、広域的な見地から社会福祉を推進しており、市町村社会福祉協議会とも連携した各種事業に取り組むとともに、和歌山県災害ボランティアセンター、和歌山県成年後見支援センターを設置するなど、時代のニーズに即応した事業展開に努めています。今後は、生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施についても、市町村社会福祉協議会を含め、新制度を担う団体として期待されています。

また、県と一体となって地域福祉を推進する役割も担っており、市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉推進のモデルの提案や事業方針の助言を行うなど、広域的・専門的な見地から「地域福祉の推進をリードする。」ことが求められています。

- 市町村社会福祉協議会は、社会福祉を推進するための各種事業や住民参加の促進に取り組んでおり、地域によっては、介護サービスの事業を実施し、介護保険制度の担い手としても重要な役割を果たしています。

また、地域福祉を推進する支え合いネットワークの核として、市町村と一体となって、住民、関係機関や団体等が効率的に活動することができる「仕組みを整備する。活動をリードする。」といった役割が求められています。



### イ 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談者として、県内各地域で日夜活動を行っています。その職務は、住民の生活状態の把握、相談助言、福祉サービス情報の提供及び行政機関の業務への協力等、多岐にわたっています。
  
- 社会的孤立や生活困窮者の自立支援が問題となっている昨今、要援護者を見逃さず必要なサービスにつなげていく「見守る。つなぐ。」という役割が特に重要となっています。

また、災害時における避難行動要支援者の支援者確保を含めた個別計画の策定への参画や消費者被害防止に向けた取組、児童福祉に関する役割を担う主任児童委員と連携した取組等、地域福祉の中心的な担い手として期待されています。

◆ 民生委員・児童委員数：2,678人（2014(平成26)年12月末現在)

### ウ 地域見守り協力員

- 地域見守り協力員は、民生委員・児童委員等と協力・連携して地域住民の見守り等を行う住民によるボランティアで、県は、その活動を積極的に支援しています。この制度は、地域全体で見守り合い、お互いに助け合う地域の輪を拡げていくことを目的としており、「見守る。つなぐ。」といった役割が期待されています。

◆ 取り組み市町村数・協力員数：20市町・967人（2014(平成26)年12月末現在)

### エ ボランティア団体などNPO

- ボランティア団体をはじめ、青少年団体、NPOは、特定の目的を持って多様な形態で社会貢献を行っている組織で、地域福祉においても、多くの団体が重要な役割を果たしています。

団塊の世代や主婦層等、住民の社会貢献への関心が高まる中で、「社会参加へのきっかけの場となる。」ことや、他の地域福祉の担い手や行政との連携を強化して「多様化する地域の生活課題に柔軟に対応するサービスの担い手になる。」ことが期待されています。

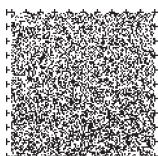
◆ NPO法人数：375法人（2014(平成26)年12月末現在)

◆ ボランティア登録数

団体数：678団体（2014(平成26)年3月末現在)

個人数：2,237人（2014(平成26)年3月末現在)

\*市町村社会福祉協議会に登録している団体及び個人



### オ 自治会、自主防災組織

- 自治会は、地域住民すべての加入を前提とした地域そのものの団体であり、その安定的な自治活動により、住民の支え合い機能を担っています。

住民の最も身近な組織として、より多くの世帯が加入することで地域の連帯感を高め、「日常の中で見守る。お手伝いをする。」など、日常生活における隣近所の支え合い機能を促進させることが重要です。

また、自主防災組織には、南海トラフ地震の発生が懸念される中、市町村や防災関係機関と連携した避難行動要支援者の避難誘導等が求められています。

### カ 老人クラブ

- 老人クラブは、地域の高齢者で組織され、もともとは会員の生きがいや健康づくりなどの活動が中心でしたが、元気で社会参画意欲の高い高齢者の増加と、その豊富な経験や知識に対する社会的ニーズから、地域で様々な活動を展開しています。

- 会員の生きがいや健康づくりに加えて、「世代間交流の推進役となる。見守り活動やインフォーマルサービスを実施する。」といった役割を担うことが期待されています。

◆ 老人クラブ数・会員数：1,713 クラブ・88,653 人(2014(平成26)年3月末現在)

### キ 学校関係者等

- 学校、家庭及び地域は、子どもたちが地域で健やかに成長できるよう連携・協力し、日常における見守り、安全で安心な放課後や週末等の居場所づくりを行うほか、福祉活動の体験や地域住民との交流の場の提供が求められています。

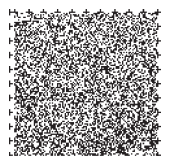
### ク 地域密着事業者等

- 郵便局、電力会社、農業協同組合、新聞販売所、宅配事業者、飲料販売事業者、商店、医療機関等、地域の住民と密着している事業者は、その事業活動を通じて、地域住民の状況を把握することができます。特に平成25年度からは、県内全域で営業活動をしている民間事業者と協定を結び、日常業務の中で見守りを行い、異変に気づいた場合には、市町村担当窓口に連絡し高齢者等の確認・支援を行う取組が実施されており、成果をあげています。

- 地域の一員、そして支え合いネットワークの一員として、「地域福祉活動への主体的な参画。事業活動を通じた見守り活動の実施。」といった役割を担うことが期待されています。

◆ 見守りについての協定を締結した事業者：6 業種・8 事業者

(2014(平成26)年12月末現在)



### ケ 企業

- 企業は、地域の一員として、企業が有する人材や施設等を地域社会への貢献活動に活用するなど、その社会的責任を果たすことが期待されています。  
また、障害者雇用の拡大、子育てや介護と仕事が両立できる雇用環境を整備していくことが求められています。

### コ 福祉サービス提供者（社会福祉法人等）

- 社会福祉法人等は、福祉サービス提供の主役です。利用者一人ひとりの人権を尊重し、個々の状況に応じたきめ細かなサービスを提供するという本来の役割に加えて、地域の資源であるという認識のもと、地域福祉活動に「積極的に取り組む。」ことが求められています。  
特に、社会福祉法人については、財政上の優遇措置を受けるにふさわしい地域公益活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業等）の義務付けについて、国で検討されているところであり、県においても、当該活動の実施を働きかけていきます。

### サ 医療機関

- 医療機関は、保健・介護・福祉サービスと連携した、一体的かつ切れ目のないサービスの提供及び乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージにおける様々な課題の早期発見・早期支援に向けた取組が期待されています。

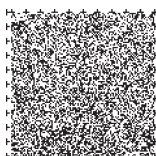
### シ 弁護士、司法書士、社会福祉士等

- 地域における課題が多様化、複雑化する中、困難事例等の解決のために、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の今後一層の協力が期待されます。

## (3) 行政の役割

### ア 市町村

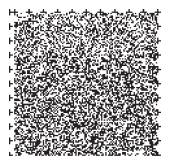
- 住民が安心して自分らしい生活を送ることができる環境をつくることは、市町村の基本的な役割です。公的な福祉サービスを適切に運営することに加えて、地域福祉活動のための基盤を整備するなど、あらゆる方法により住民の生活課題の解決に取り組む必要があります。
- そのため、市町村地域福祉計画を策定することにより、地域の課題を住民や地域で活動する多様な組織と共有して、解決に向かうような仕組みを構築するとともに、住民により集められた地域の生活課題を福祉に関する決定に反映させ、住民の地域福祉への関心を高める必要があります。  
また、高齢者や障害のある人などの地域での自立した生活を支援するために、法人後見や福祉サービス利用援助事業を実施している社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う関係機関を積極的に支援する必要があります。





## イ 県

- 地域福祉を県内全域で推進していく役割を担います。  
地域福祉の理念や仕組み等の普及啓発に加え、広域的な立場から関係機関等への協力要請を行うことにより、市町村等が取り組む地域福祉施策を支援し、「支え合い」が和歌山で暮らすみんなの合い言葉となるような充実した支え合いネットワークの構築を推進します。
  
- また、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応するとともに、必要に応じて国等に働きかけを行うなど、地域福祉推進体制の整備に努め、住民の誰もが人権を尊重され、安心して自分らしく暮らすことができる和歌山を創ります。

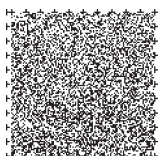




# 第5章 支え合い活動の推進

## 施策体系

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>1 人権を尊重した地域福祉の推進</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進</li> <li>(2) 人権教育・啓発の推進</li> <li>(3) 相談・支援・救済の推進</li> <li>(4) 推進体制の整備</li> </ul>   |
| <p>2 「支え合い」促進のための体制づくり</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生委員・児童委員活動の促進</li> <li>(2) 社会的孤立の防止</li> <li>(3) 高齢者による地域助け合い活動の促進</li> <li>(4) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進</li> <li>(5) ボランティア活動の促進</li> <li>(6) NPO 活動の促進</li> <li>(7) 男女共同参画の推進</li> <li>(8) 他分野との連携による総合的なコミュニティ施策の促進</li> <li>(9) 地域資源の活用促進</li> <li>(10) 共同募金運動の推進</li> <li>(11) 健康づくりの推進</li> <li>(12) 自殺対策の推進</li> <li>(13) ひきこもり等への支援</li> <li>(14) 矯正施設退所後の社会復帰の支援</li> <li>(15) 保健・医療・介護・福祉等の連携</li> <li>(16) 過疎地域における支え合い機能の確保</li> </ul> |
| <p>3 地域福祉施策の推進</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉サービスの適切な利用等の推進</li> <li>(2) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備</li> <li>(3) 生活困窮者の自立支援の推進</li> <li>(4) 福祉に関する総合相談体制の整備</li> <li>(5) 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手手段の確保</li> <li>(6) ICT（情報通信技術）活用による利便性の向上</li> </ul>   |
| <p>4 地域福祉を支える人材の育成・確保と資質の向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉教育・啓発の推進</li> <li>(2) 福祉活動の中核となる担い手の育成</li> <li>(3) 福祉職場への就業促進</li> <li>(4) 福祉人材の資質の向上・定着の促進</li> <li>(5) 福祉・介護人材確保対策</li> </ul>  |
| <p>5 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健全な事業運営の確保</li> <li>(2) 福祉サービスの点検・評価</li> <li>(3) 苦情解決の仕組みの整備</li> <li>(4) 経営指導・支援の充実</li> </ul>  |
| <p>6 防災対策の推進</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災知識の普及・啓発</li> <li>(2) 災害時における地域の支え合いの強化</li> <li>(3) 避難行動要支援者への支援体制強化</li> <li>(4) 円滑な避難所運営の強化</li> <li>(5) 社会福祉施設等の防災対策強化</li> </ul>   |
| <p>7 関連計画及び関連方針との連携</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「わかやま長寿プラン」</li> <li>(2) 「紀の国障害者プラン」</li> <li>(3) 「紀州っ子健やかプラン」</li> <li>(4) 「和歌山県人権施策基本方針」</li> </ul>   |



## 1 人権を尊重した地域福祉の推進

- 地域福祉を推進していく上で、基本となるのは「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点であり、2002(平成14)年に制定した和歌山県人権尊重の社会づくり条例に基づき策定した和歌山県人権施策基本方針に沿って、女性や子ども、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害や同和問題等、さまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進します。
- 「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現(=ソーシャル・インクルージョン)」の考え方にに基づき、地域において様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくという地域福祉を推進します。
- 障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが社会参加し、活動できる社会こそが本来のあるべき姿であるというノーマライゼーションの考え方にに基づき、住民の誰もが支援される対象であると同時に、地域福祉の担い手として活動できる社会づくりを推進します。

上記の3項目を基本として、次の取組を進めます。

### (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

県が実施するすべての業務は、あらゆる分野で人権と関わっています。常に人権の尊重を念頭に置いて実施するよう、県政におけるあらゆる分野で総合的な取組を推進します。

### (2) 人権教育・啓発の推進

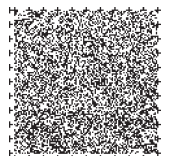
人権尊重の社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、共に生きることの重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、社会に現に起こっている問題に対応できるような力を身につけることが大切です。

このような認識に立って、人権教育・啓発の実施に当たっては、県民の理解と共感が得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体と連携し、家庭・学校・地域社会・職場等あらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

### (3) 相談・支援・救済の推進

人権意識の高まり等による相談件数の増加や内容が多様化・複雑化する中、県民が戸惑うことなく速やかに相談することができるよう、市町村・関係機関等と連携・協力しながら、相談機能の充実を図ります。

また、緊急に避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人に対しては、一時保護や自立支援等を行います。



さらに、様々な分野の人権問題に関わる誹謗、中傷、忌避、排除等の人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村と連携しつつ事件に対応するための体制を整備し、行為者への啓発や話し合いの仲介、あるいは被害者への助言や情報提供を行うことにより、救済の一助とします。

#### (4) 推進体制の整備

ア 人権行政を県政の重要な柱と位置付け、全庁的な推進体制の設置等により、総合的に施策の推進を図ります。

イ 人権に関する情報の収集・提供や人権啓発活動等を行う和歌山県人権啓発センターにおいて、組織の機能強化やスタッフの育成・確保を図るとともに、総合的な情報の収集と発信、様々な啓発手法の研究や関係機関との連携・協働による効果的な啓発・研修事業の実施、講師の派遣、人権に関する様々な相談への対応等、機能のより一層の充実を図ります。

ウ 国・県・市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら効果的な人権施策を推進します。

エ 外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。

また、企業やNPO等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性や柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権問題の解決に向けて大変重要なものです。

このことから、住民や企業、NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援等の取組を推進します。

## 2 「支え合い」促進のための体制づくり

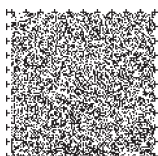
### (1) 民生委員・児童委員活動の促進

民生委員・児童委員が活動上の悩みを抱え込まずにその役割を発揮できるよう、現場の必要に応じた研修を実施するなど、活動しやすい環境を整備するとともに、多くの住民が民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、その幅広い活動への協力が得られるよう広報等に努めます。

また、近年、多発している風水害等、災害に備えた避難行動要支援者の日頃からの見守りや声かけ、支援者確保を含めた個別計画の策定への参画等を働きかけます。

### (2) 社会的孤立の防止

地域住民の支え合い機能の低下や生活困窮を背景とする孤立死等、社会的孤立の課題に向けた対応が急務となっています。



民生委員・児童委員の相談援助活動に加え、地域見守り協力員制度に基づく見守り活動や郵便配達等の民間事業者が日常業務の中で行う見守り活動を推進するとともに、サロン等の居場所づくり、高齢化の進行に伴い増加が見込まれる認知症の人とその家族を見守り支援する認知症サポーターの養成・増員等、地域の実情に応じた重層的な見守り体制の構築を進めます。

また、このことにより、地域で互いに見守り合い、支え合うという気運づくりや安心感を高め、住民の生活課題の早期発見や地域における孤立の防止につなげていきます。

◆ 市町村が把握するサロン設置数：615 か所（2014(平成26)年9月末現在)

- \* サロン… 身近な地域を拠点として、高齢者や障害のある人、子育て中の人などが、茶話会やレクリエーション等を定期的に開催し、仲間づくり・交流を行っているところ（民間サークル等が運営するものを含む。）

### （3）高齢者による地域助け合い活動の促進

誰とも会話しない日が多い、隣近所のつきあいが無い、困ったときに頼る人がいないなど、日常生活に不安を感じる高齢者世帯等を地域で支えていくため、元気な高齢者が、培ってきた経験や得意分野の能力を活かして社会参加することを促進するシルバー人材センターや、地域の助け合い活動を推進する市町村社会福祉協議会等を支援します。

また、元気な高齢者の有償ボランティア活動を促進するため、県と市町村に、当該ボランティアの人材募集・登録や地域のニーズとのマッチング等を行う拠点を設置します。

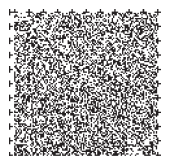
### （4）子育て支援を通じた支え合い活動の促進

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減・解消するため、地域で親子交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点等の各市町への設置や、子どもの保育所等への送迎や一時預かり等を地域の会員間で相互に助け合うファミリー・サポート・センターの全圏域での設置をめざすとともに、その他、地域の状況に応じた市町村の取組を促進し、その運営を支援します。

また、児童虐待を見逃さず、早期に発見し、早期に対応できる体制づくりのため、市町村をはじめとした地域のネットワークの強化を図り、その構成員の専門性を高める研修を行うとともに、地域における保護者援助の充実のため、親支援プログラムの実施等、必要な支援を行います。

### （5）ボランティア活動の促進

ボランティア活動に対する住民の関心を高め、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制を整備するため、県社会福祉協議会にある和歌山県ボランティアセンターを支援し、活動拠点としての機能充実、活動の核となる人材の育成、次代を担う子どもへの支え合い意識の醸成、ボランティア活動の体験機会や活動情報の提供等の拡充を図ります。





### (6) NPO活動の促進

本県では、伝統的な地域活動から新しい形の地域活動まで、様々な形態でNPOによる社会貢献活動が行われています。

県と和歌山県NPOサポートセンターが役割を分担しながら、この活動を活性化させ、NPOと行政・企業・各種団体等とのネットワークを活かした取組や、住民の共助による社会づくりを進めていきます。

### (7) 男女共同参画の推進

地域福祉を推進する様々な活動には、男女がどちらも参画していくことが期待されます。住民が、性別による固定的な役割分担意識や慣習にとらわれず、地域における様々な活動を主体的に選択することができるよう、その広報・啓発活動を行い、社会的気運の醸成に努めます。

また、県の審議会をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を促進していきます。

さらに、仕事と生活の両立を容易にするなど、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を登録し、県ホームページ等で広く紹介するなど、その取組を促進します。

◆ 男女共同参画推進事業者登録数：66 事業者（2014(平成26)年12月末現在)

### (8) 他分野との連携による総合的なコミュニティ施策の促進

地域福祉は、従来の福祉概念によるものだけでなく、防災、まちづくり、教育、文化、スポーツ、コミュニティビジネスといった住民活動等、他分野との協働と連携による総合的なコミュニティ施策として考えていくことが大切です。

県では、近年、急増する高齢者や障害のある人などを対象とした消費者被害防止対策を含め、多様な生活課題に対応するため、広域的な見地から他分野との連携を支援します。

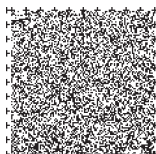
### (9) 地域資源の活用促進

地域福祉活動の推進を図るためには、住民が気軽に集まることができる活動拠点が必要です。その活動拠点として、公民館、集会所、学校の空き教室や空き店舗等、地域の資源を再評価して活用するという視点が求められます。

また、隣保館は、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の相談や人権課題解決のための各種事業を総合的に実施しており、県では、これらの事業を支援することにより、地域福祉の拠点としての活用を促進していきます。

### (10) 共同募金運動の推進

共同募金に寄せられた寄付金は、住民の活動や福祉施設の設備充実等、社会福祉の推進のために使われています。例えば、自治会で備蓄する災害対策用物資、子どもの登下校の見守り活動時に着用するスタッフベスト、福祉施設の移動車両等、住民の身近なと



ころで広く役立てられています。

共同募金活動を地域に根付いた身近なものとするために、どのような形で役立っているのか、寄付者が実感できるよう周知に努め、住民等の自発的な協力による共同募金活動を推進します。

#### (11) 健康づくりの推進

健康は、充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件であり、地域を支え、その活力を高めるためにも不可欠なものです。

本県における死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が5割以上を占めており、その中でもがんによる死亡率は全国的にみても高水準で推移しています。

住民が、生涯を通じて健康で暮らせるよう、市町村や関係機関と連携し、子どもの健やかな発育から高齢者の介護予防に至る心身の健康づくり活動や、特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病対策及びがん対策の推進に取り組むほか、県が養成した地域の健康推進員による啓発をはじめとする様々な活動を通じて、「健康長寿日本一わかやま」をめざします。

#### (12) 自殺対策の推進

様々な社会的要因が複雑に関連している自殺を防止するため、「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」に基づき、医療・福祉・教育・産業等の関係分野の各団体及び市町村との連携を強化し、自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発や相談体制の確立及び自死遺族の支援等、事前予防、危機介入及び事後対応といった各段階に応じた施策を総合的に推進します。

#### (13) ひきこもり等への支援

和歌山県精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センター及び保健所により、相談支援や啓発活動を行うとともに、「ひきこもり」者社会参加支援センターとして指定した民間団体や、教育・労働等の関係機関と連携し、社会参加支援等、本人やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

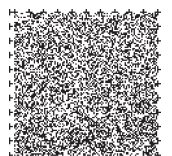
#### (14) 矯正施設退所後の社会復帰の支援

和歌山県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害のあることにより福祉的な支援を必要とする刑務所等矯正施設の出所予定者等について、関係機関と連携して福祉サービス等につなげる準備を行うなど、司法と福祉が連携して社会復帰及び地域生活への定着を支援し再犯防止に努めます。

また、被疑者・被告人等となった障害のある人などに対して、改善・更生に向けた適切な環境や福祉的手立てを整え、円滑な社会復帰につながる支援を行います。

#### (15) 保健・医療・介護・福祉等の連携

すべての住民が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、保健・医療・介護・福祉等のそれぞれのサービスを個別に提供するのではなく、一体的かつ切れ目なく提供



するシステムが必要です。

地域包括ケアシステムの構築、福祉施設と医療機関との連携による障害児者に対する各種指導助言や療育相談の実施、質の高い在宅医療を提供するための病院、診療所及び訪問看護ステーション等の連携による24時間サポートなど、地域において様々な状況に対応できる相談・支援体制の構築を促進します。

#### (16) 過疎地域における支え合い機能の確保

過疎化・高齢化が著しく、地域の後継者や担い手の不足等により、地域の支え合い機能が低下している過疎地域において、日用品の買物といった日常生活機能の確保や、地域資源を活用した地場産業振興等に向けた地域住民の主体的な取り組みを支援します。

### 3 地域福祉施策の推進

#### (1) 福祉サービスの適切な利用等の推進

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある人などの地域生活を支援するため、県社会福祉協議会が主体となって日常生活自立支援事業を実施しています。

また、この事業の一部である福祉サービス利用援助事業を県内のすべての市町村社会福祉協議会に委託し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理や年金証書等書類の保管の援助等を行っています。福祉サービス利用援助事業は、その認知度とニーズの高まりが相まって、利用者は年々増加しており、地域福祉施策の中核事業として、その重要性は、ますます高まっています。

今後、さらに当該事業の周知や必要な実施体制の確保に努めるとともに、成年後見制度への移行等、利用者の状態の変化に応じた適切な支援の実施に向け、市町村をはじめとする関係機関との連携強化、専門員や生活支援員の資質向上に努めます。

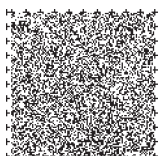
#### (2) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

判断能力がない人や不十分な人の権利を擁護する成年後見制度（法定後見制度及び任意後見制度）の活用を促進するため、県社会福祉協議会に設置された県成年後見支援センター及び関係機関との連携を強化するとともに、当該制度の普及に努めます。

また、身寄りがいない場合でも、当該制度が利用しやすくなるよう、市町村に対して、市町村長申立てを活用するための体制整備を促すとともに、成年後見制度利用支援事業の実施を働きかけていきます。

併せて、成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数の増加により、家庭裁判所から選任される弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職の第三者後見人の不足が懸念されているため、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用に向けた市町村の取組を支援します。

◆ 社会福祉法人が担う法人後見件数（概数）：22件（2014（平成26）年12月末現在）





### (3) 生活困窮者の自立支援の推進

経済情勢等を起因とする生活保護受給者等の増加に伴い、生活保護に至る前の生活困窮者への支援が急務となっています。

振興局に自立相談支援員を配置し、相談窓口を設置することで、生活困窮者の個々の状態に応じた各種事業を実施するとともに、市が行う当該事業の適正かつ円滑な実施に必要な助言、情報の提供等を行い、生活困窮者の自立を促進します。

#### ア 生活困窮者の早期発見・把握

生活困窮者は、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な場合が多いため、自立支援相談員、行政担当者、民生委員・児童委員等は、その対象になり得る方の早期の情報把握に努めます。

#### イ 生活困窮者支援のためのネットワークの構築

地域で把握した生活困窮者の情報を速やかに自立支援相談員へつなぎ、自立支援相談員が、市町村、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び公共職業安定所（ハローワーク）等の関係者と協力して支援プランを作成するなど、地域において関係機関とのネットワークを構築します。

#### ウ 生活困窮者の自立支援方策

相談支援は、窓口相談だけではなく、家庭訪問や出張相談等、地域に積極的に出向いた取り組みを行います。

就労支援は、振興局に配置した生活保護受給者の支援を行う就労支援員の支援対象を生活困窮者にも広げ、公共職業安定所（ハローワーク）等に同行する、いわゆる伴走型の支援を行うほか、すぐの就業が困難な場合は、社会福祉法人等でのボランティア活動の場を提供し、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図ります。また、必要な訓練（いわゆる中間的就労支援）を行う者に対して認定業務を行います。

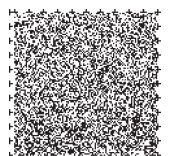
なお、ひっ迫している生活困窮者には、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸し付け等を行うとともに、必要な方には速やかに生活保護制度につなげます。

#### エ 低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進

社会福祉協議会では、収入が少なく、必要な資金融資等を他から受けることが困難な世帯、障害のある人のいる世帯、介護を要する高齢者のいる世帯及び失業者世帯に生活福祉資金（相談支援付き）を貸し付けて生活設計等を行う生活福祉資金貸し付け事業を実施しています。世帯の経済的自立とともに在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域の中での安定した生活を支援します。

### (4) 福祉に関する総合相談体制の整備

既存の福祉制度の対象とならない生活課題を含め、だれもが相談しやすい体制づくりは、



地域福祉を進める上で必要不可欠です。福祉に関して「困っているが、相談するところがわからない。」という住民を速やかに適切な福祉サービスにつなげるために各市町村及び県（福祉保健総務課及び各振興局健康福祉部）に設置している福祉に関する総合相談窓口（窓口一覧は、P70 参照）の周知に努めるとともに、住民の生活課題への支援を充実させるため、市町村及び関係機関との連携を強化し、総合相談体制の一層の整備に努めます。

#### （5）生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保

公共交通機関の不便な地域における、住民の安全で円滑な移動を支援するため、市町村と連携を図りながら、道路運送法に基づき福祉有償運送の導入について協議を行う運営協議会の設置を促進します。

内陸部においては、鉄道駅と接続する広域的・幹線的なバス路線を維持するとともに、コミュニティバスや乗合タクシーを導入するなど、市町村、事業者及び住民と一体となって生活交通の維持を図ります。

また、ノンステップバスの導入促進等、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

#### （6）ICT（情報通信技術）活用による利便性の向上

技術革新が著しいICT（情報通信技術）は、ホームページの閲覧のほか、動画配信、テレビ電話、スマートフォン等の普及により、住民の利便性の向上や安全・安心な生活環境を整備するための非常に有効な手段となっています。

保健・医療・介護・福祉・教育等の分野において、市町村と連携しながら地域の実情やニーズに応じた施策を推進することにより、子どもから高齢者まで住民すべての利便性や生活環境の向上を促進します。

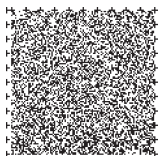
## 4 地域福祉を支える人材の育成・確保と資質の向上

福祉サービスへのニーズが多様化・高度化する中、福祉・介護の労働市場においては、高い離職率と相まって常態的な人材不足が続いており、その確保が大きな課題となっています。また、地域においても、少子高齢化等の影響による自治会や団体等の担い手不足が叫ばれています。

このような状況を改善し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、良質な福祉サービスを提供できる人材や多様な地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、住民や子どもたちに対して福祉教育・啓発を行い、福祉意識の醸成を図ります。

#### （1）福祉教育・啓発の推進

地域住民の福祉活動に関する理解と関心を高め、「福祉の心」が一層深まるよう、県の広報紙やホームページ、出前講座等により、様々な地域福祉に関する情報の提供を積極的に行うとともに、学校における福祉教育及び家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会等が一体となって地域ぐるみで行う福祉教育を推進します。



また、子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、地域住民や団体等が連携、協力しながら地域社会全体で子どもを育てる気運を醸成します。

## (2) 福祉活動の中核となる担い手の育成

地域の見守り活動や日常生活支援、サロンの運営等を行う地域福祉活動のリーダーの養成を支援します。

また、生活支援の担い手の養成や関係者のネットワーク化、住民の生活課題と支援者のマッチングを行うコーディネーターの配置を支援します。

## (3) 福祉職場への就業促進

福祉職場への就業促進を図るため、県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉人材センターと連携し、就職相談会や無料職業紹介（求人・求職の登録情報提供）の実施、求人情報紙の発行及び学校関係者等への情報提供に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や介護福祉士等養成施設等、関係機関との連携を強化し、効果的な就業促進を図ります。

## (4) 福祉人材の資質の向上・定着の促進

県福祉人材センターと関係機関が連携して、福祉・介護職場の従事者に対し、その職種や経験等に応じた体系的な研修、時々々のテーマに沿った研修及び資格取得等キャリアアップを支援するための研修を実施し、利用者の視点に立って高度化・多様化するニーズに対応できる人材を育成し、その定着を図ります。

## (5) 福祉・介護人材確保対策

福祉・介護の多様な人材を確保するため、次の事業を実施します。

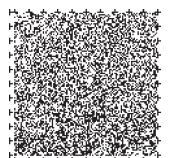
ア 県福祉人材センターに専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を紹介するとともに、希望者には職場を体験する機会を提供して円滑な就業を支援します。

また、事業所や施設に対し、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行います。

イ 若い世代の福祉・介護の仕事への関心を促すため、中高生や学校の進路指導担当者等へ福祉の仕事に関する様々な情報提供や相談・助言を行います。

ウ 資格を有しながら福祉・介護分野で就業していない潜在的有資格者に研修を実施し、その再就業を促します。

エ 県福祉人材センターに保育士支援コーディネーターを配置し、保育士の人材確保等に取り組みます。



## 5 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

### (1) 健全な事業運営の確保

福祉サービスの質の向上と社会福祉法人の適正な事業運営の確保を目的として、事業所へ出向き指導監査を実施します。

指導監査では、利用者にとって利便性が高く、質の高いサービスが提供されるよう、事業者のサービスの提供状況を調べ、必要に応じて助言等を行います。

また、社会福祉法人の適正な事業運営が確実に行われ、透明性の高い経営が確保されるよう努めます。

### (2) 福祉サービスの点検・評価

福祉サービス事業者が、そのサービス内容の水準や課題等を把握することは、サービスの質を向上させるために必要なことです。社会的養護関係施設については、3年に1回以上の福祉サービス第三者評価の受審が義務付けられており、その徹底を図るため、指導監査等の機会を通じて当該事業者を受審を働きかけます。また、他の事業者に対しても、同評価の受審や自己評価の実施を促進します。

併せて、評価の結果は、利用者がサービスを選択する際の目安となるため、その公表についても促します。

### (3) 苦情解決の仕組みの整備

福祉サービスの利用に関する苦情に、迅速、適切に対応できるよう、事業者において苦情解決責任者や第三者委員の設置等、利用者の立場に配慮した苦情解決の仕組みを整備するとともに、利用者への当該仕組みについての周知を図るよう指導します。

また、サービス利用者と事業者において解決が困難なケースについては、県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉サービス運営適正化委員会が、公平・中立な立場から当事者への助言やあっせん等による苦情解決を図ることにより、利用者の不満解消や虐待防止等、利用者の権利擁護とよりよい福祉サービスの実現に努めます。

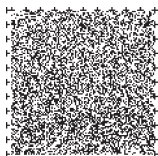
### (4) 経営指導・支援の充実

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と施設利用者に対する福祉サービスの質の向上等をめざし、県福祉人材センターが、福祉サービスの提供者である社会福祉法人や社会福祉施設等に対して助言や研修等を行います。

## 6 防災対策の推進

### (1) 防災知識の普及・啓発

災害に対する基礎知識の理解を深めるため、災害時の支援者、市町村、各自主防災組織等関係者に対する防災知識の普及・啓発を行います。





また、「紀の国防災人づくり塾」の開催等により、地域における防災リーダーを育成します。

## (2) 災害時における地域の支え合いの強化

災害時には、地域における支え合いが重要な役割を果たします。

県社会福祉協議会に設置した県災害ボランティアセンターを支援することにより、「防災と福祉の連携」を図るとともに、ボランティア・コーディネーターの育成、災害時対応訓練の実施、災害ボランティア登録(\*)及び広報・啓発等を通じ、地域における災害時の支え合いの体制強化を図ります。

◆ 災害ボランティア登録者数：540人（2014(平成26)年12月末現在)

### (\*) 災害ボランティア登録制度

災害発生時に、ボランティアが迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前登録を行う制度。登録者には、災害時のボランティア募集情報を提供するほか、災害ボランティア研修・災害時対応訓練の案内を行っている。

2011(平成23)年の台風12号による災害(紀伊半島大水害)において、多くのボランティアによる救援活動が行われ、ボランティアの必要性を強く認識したことをきっかけに、この制度ができた。

## (3) 避難行動要支援者への支援体制強化

2011(平成23)年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占めたという事実等を教訓とし、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことは重要です。

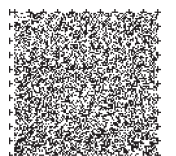
民生委員・児童委員等の関係者による避難行動要支援者名簿の情報共有、日常的な声かけや見守り、避難支援プランの個別計画策定に向けた支援者確保等、市町村における避難行動要支援者の避難支援対策を促進するとともに、市町村と連携しながら地域の避難支援の体制強化に努めます。

◆ 避難行動要支援者名簿を作成した市町村数:6市町(2015(平成27)年1月1日現在)

## (4) 円滑な避難所運営の強化

市町村が設置する避難所において、高齢者、障害のある人、女性や子どもなどに配慮された運営が行われるよう、その必要な配慮を盛り込んだ県の「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の内容が、市町村の策定する避難所運営マニュアルに反映されるよう働きかけます。

また、市町村の避難所派遣職員及び自主防災組織の会長等避難所運営リーダーを対象に「避難所運営リーダー養成講座」を実施し、避難所における高齢者、障害のある人、女性や子どもなどに必要な支援について研修を行います。



### (5) 社会福祉施設等の防災対策強化

福祉サービス提供施設における利用者の安全確保を図るため、自主的な防災組織の整備、避難誘導機器の設置及び避難誘導體制等を強化するとともに、災害時を想定した避難訓練や消火訓練の実施等、災害時に迅速な対応ができるよう防災対策の強化を促進します。

また、災害時に避難所となる社会福祉施設等の整備や福祉避難所の指定件数の増加をめざすとともに、当該施設において避難行動要支援者が安心して適切な支援を受けられるよう、その整備を働きかけます。

## 7 関連計画及び関連方針との連携

和歌山県地域福祉推進計画は、次の計画及び方針と連携を図りながら、地域福祉を推進するものです。

### (1) 「わかやま長寿プラン」

本県の高齢者福祉施策の総合計画である「和歌山県老人福祉計画」と介護サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する計画です。高齢者福祉及び介護保険事業に関する政策目標と、各地域の特性を踏まえた「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域と連携して進むべき方向性を示しています。

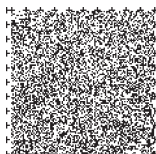
#### 【関係法令】

#### ○ 介護保険法

要介護状態となった者等が、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの給付を行う介護保険制度に関して必要な事項を定めた法律。2015(平成27)年4月から、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、多様な主体による効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、地域支援事業の形式に見直される。生活支援サービスの提供主体として、介護保険サービス事業所以外にも、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業、共同組合、地域の高齢者等が想定されており、多様な主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が求められる。

### (2) 「紀の国障害者プラン」

本県の障害者施策の基本方針を定める「和歌山県障害者計画」と障害福祉サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県障害福祉計画」を包括する計画です。ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参画し、生きがいを持てる社会の実現をめざしています。





## 【関係法令】

## ○ 障害者基本法

共生社会の実現を目指し、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のため施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。障害者施策の基本となる法律として障害者計画策定の根拠法となっている。また、その目的・基本理念等を具体化する法律として、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されている。

## ○ 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため障害福祉サービス等について規定し、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的とする法律。障害福祉サービス、相談支援等の提供体制における目標や指定障害福祉サービス等の必要量の見込等について定める障害福祉計画についての規定も置かれている。

## ○ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

2016(平成28)年4月施行。障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを求めている。また、障害を理由とする差別を解消するための支援措置として、相談及び紛争の防止等のための体制整備や啓発活動等についての規定も置かれている。

## (3) 「紀州っ子健やかプラン」

2015(平成27)年3月策定。市町村が子ども・子育て支援法に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を着実に実施するために必要な支援のほか、次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るための施策を示しています。

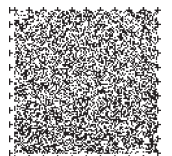
## 【関係法令】

## ○ 子ども・子育て関連3法（支援新制度）

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関連法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」をいう。2015(平成27)年4月本格施行。市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等、地域の子ども・子育ての支援の充実を図ることとされている。

## ○ 次世代育成支援対策推進法

2015(平成27年)4月から10年間の時限立法。急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を図るため、地域における子育ての支援等を行うこととされている。



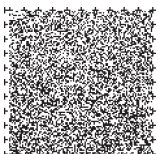
#### (4) 「和歌山県人権施策基本方針」

和歌山県人権尊重の社会づくり条例に掲げる人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するため、各種施策の基本的方向を示すものとして、2004(平成16)年8月に策定し、2010(平成22)年2月、2015(平成27)年2月と2度の改定を行っています。

##### 【関係法令】

##### ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的とする法律。人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域等、様々な場を通じ、国民の発達段階に応じて多様な機会の提供や効果的な手法を採用すること等が求められている。



## 第6章 市町村地域福祉計画の策定支援（ガイドライン）

### ～福祉施策の共通理念「地域福祉」～

2000(平成12)年に改正された社会福祉法により、「地域福祉の推進」が基本理念に明確に位置付けられ、それを具体的に実現する方策として、平成15年度から「市町村地域福祉計画の策定」に関する規定が盛り込まれました。

この規定は、地方公共団体の自治事務として位置付けられており、市町村が主体性を持って策定することが強く求められています。

地域を取り巻く環境が大きく変化していく中、住民の多様な生活課題に対応するためには、住民、地域で活動する多様な組織、行政が地域の課題を共有し、その課題解決のために設定した共通の目標に向けて一体となって取り組んでいく必要があります。

そのために重要なのが、住民等が参画して策定する地域福祉計画であり、これからの市町村の地域福祉を方向づける意味合いを持つ計画となりますので、計画策定に着手していない市町村においては、早急に策定する必要があります。

また、計画策定後は、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画の実施状況を定期的に点検すること、その上で計画を見直し、改定することが重要です。

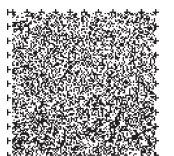
なお、地域福祉計画は、高齢人口比率が高い過疎地域や転入者が多い新興住宅地等、それぞれの特性に応じた生活課題や同和問題等、あらゆる人権問題解決の視点に立ち、住民の意見を反映した個性ある計画になることが期待されます。

◆ 地域福祉計画を策定した市町村数：20市町（66.7%）（2015(平成27)年3月末現在）

◆ 全国の市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定状況

計画策定済み市町村数 1,149 / 1,742 市町村（66.0%）

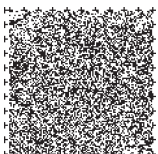
計画策定済み都道府県 41 / 47 都道府県（87.2%）（2014(平成26)年3月末現在）



## 県内市町村の地域福祉計画策定状況

(2015(平成27)年3月末現在)

| 市町村名  | 策定済み | 現計画の策定年月 | 策定・改定予定年月 | 計画期間 |
|-------|------|----------|-----------|------|
| 和歌山市  | ○    | 平成27年3月  |           | 5年   |
| 海南市   | ○    | 平成27年3月  |           | 5年   |
| 橋本市   | ○    | 平成24年3月  |           | 5年   |
| 有田市   | ○    | 平成24年3月  |           | 5年   |
| 御坊市   | ○    | 平成24年3月  |           | 5年   |
| 田辺市   | ○    | 平成24年3月  |           | 5年   |
| 新宮市   | ○    | 平成26年3月  |           | 5年   |
| 紀の川市  | ○    | 平成26年3月  |           | 5年   |
| 岩出市   |      |          | 平成28年3月   |      |
| 紀美野町  | ○    | 平成27年3月  |           | 3年   |
| かつらぎ町 | ○    | 平成26年3月  |           | 5年   |
| 九度山町  | ○    | 平成26年3月  |           | 5年   |
| 高野町   |      |          | 平成27年7月   |      |
| 湯浅町   | ○    | 平成26年3月  |           | 5年   |
| 広川町   | ○    | 平成21年3月  | 平成29年3月   | 5年   |
| 有田川町  | ○    | 平成27年3月  |           | 5年   |
| 美浜町   |      |          | 平成28年3月   |      |
| 日高町   | ○    | 平成27年3月  |           | 5年   |
| 由良町   | ○    | 平成15年4月  |           | 5年   |
| 印南町   |      |          | 平成29年3月   |      |
| みなべ町  | ○    | 平成25年3月  |           | 5年   |
| 日高川町  |      |          | 平成28年3月   |      |
| 白浜町   | ○    | 平成24年3月  |           | 5年   |
| 上富田町  | ○    | 平成21年3月  | 平成28年3月   | 5年   |
| すさみ町  | ○    | 平成17年12月 | 平成30年3月   | 5年   |
| 那智勝浦町 |      |          | 平成28年3月   |      |
| 太地町   |      |          | 平成29年3月   |      |
| 古座川町  |      |          | 平成28年6月   |      |
| 北山村   |      |          | 平成28年12月  |      |
| 串本町   |      |          | 平成29年3月   |      |
| 策定済   | 20市町 |          |           |      |



## 1 計画策定の基本的留意事項

地域福祉計画は、社会福祉法に定められているとおり、住民参加により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画であることから、策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

### （1）計画の総合性

- 地域福祉計画は、社会福祉法に定める以下の事項、要援護者支援方策（2007(平成19)年厚生労働省社会・援護局長通知）及び生活困窮者自立支援方策（2014(平成26)年厚生労働省社会・援護局長通知）を盛り込み、市町村の地域福祉行政全体の施策の方向性や理念を示しながら、個別分野の施策をも補完できる総合的な計画とする必要があります。
  - ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### （2）住民の主体的参画（プロセス重視の計画）

- 地域福祉計画は、住民が主体的に参画することによる策定プロセスが重視された計画であることから、より多くの住民や地域で活動する多様な組織が計画策定の過程から主体的に参画できる体制をつくる必要があります。

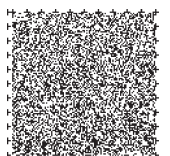
このため、住民参画の必要性について広報等による周知を図るなど、住民の主体的な参画が得られるよう意識啓発を行うことが重要です。
- また、地域社会とのつながりが薄れつつある子どもたちが、その構成員として地域に参加するような仕組みづくり、さらに高齢者や障害のある人も含めた住民の誰もが地域の一員として社会参加し、地域福祉の担い手として活動できる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

### （3）人権を尊重した地域福祉計画の策定

- 地域福祉を推進していく上で基本となるのは、「一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点です。

社会福祉法においても、「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」を中心的な概念としており、地域において様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくということが大切です。

地域福祉計画の策定に当たっても、個人の尊厳や人権の尊重を基本とし、女性や子ども、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害や同和問題等、さまざまな人権問題を解決していくという視点での計画づくりが重要です。



#### （4）男女共同参画

- 男女共同参画は、性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境を整えることにより、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組です。

地域福祉計画の策定に当たっては、男女が対等な構成員として参画できるよう留意することが大切です。

#### （5）支え合いネットワークの構築

- 地域福祉活動は、支援を必要としている住民の生活課題を発見し、必要な支援につなげていくことであり、それを効果的に推進するためには、第4章の支え合いネットワークの構築が必要となります。

また、ネットワークによる地域福祉活動をうまく機能させ、継続させていくためには、それをコーディネートする機能が重要であることから、地域福祉計画の中に位置付けておくことが望まれます。

- 市町村社会福祉協議会は、相談支援活動やボランティア活動、福祉教育の推進をはじめ関係機関や施設等との連携、住民参加によるネットワークづくりを推進しています。

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉を推進する重要なパートナーとして、社会福祉協議会の使命や今後の取組、連携のあり方を再確認する必要があります。

- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで生活課題等の相談・支援活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービスなどに関する様々な情報を把握しています。

地域福祉計画の策定に当たっては、策定組織への参画とともに、地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、住民の意識を変えていく案内人として、積極的な連携が必要です。

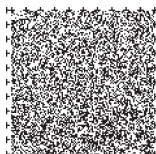
#### （6）適切な圏域の設定

- 地域福祉は、地域で生活する住民にしか見えない生活課題や、身近にいなければ早期発見できない課題に取り組むこととなります。

このことから地域福祉活動は、その課題が発見できる「お互いに顔の見える圏域」を単位として行われる必要があります、それができるような圏域が自ずと地域福祉活動の圏域となります。

- 具体的な圏域は一概に決められるものではなく、それぞれの市町村や地域、あるいは考え方等により様々であり、小学校区や中学校区、自治会単位、歴史・文化等により一体性のある地域など考えられます。

地域福祉計画において、住民が声をかけ合い、お互いに支え合うことができる適切な圏域を設定することが重要です。





## （7） 地域資源の活用

- 地域福祉活動を安定的に継続していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要であり、これらの地域資源を活かして、人が集まる機会を創意工夫して作っていくことが大切です。

- 拠点の要件は、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携等が強化されることが期待されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997(平成9)年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえた上で、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。2002(平成14)年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。今後は、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施し、また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、地域における多様な社会資源の一つとして、新たに自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、地域福祉推進の拠点として活用されることが望まれています。

このように制度改正等により、施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

- 地域には、福祉に限らず様々な活動のノウハウを持つ人、社会貢献に意欲を持つ人、いろんな技術や知識を持つ人など、多くの人材がいます。

地域福祉計画の策定に当たっては、このような住民を地域福祉推進のキーパーソンとして、その参画等を促していくことが望まれます。

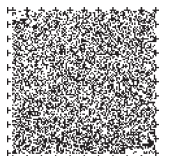
## （8） 計画の期間

- 地域福祉計画の期間は、他の関連計画との整合性を図ることが必要であることから、概ね5年とし3年で見直すことが適当です。

また、各市町村の基本計画・基本構想や、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性も考慮する必要があります。

## （9） 目標の設定・公表と情報提供

- 地域福祉の推進を具体化する上で計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民に対して明らかにするためにも、できる限り客観的に判断できる目標を示す



ことが必要です。

また、計画の実施状況や目標に対する達成度が確認できるよう、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時から評価の手法等を検討しておく必要があります。

- 地域福祉計画については、その策定過程から達成状況まで、広報紙や回覧板、ホームページ等を活用し、住民にきめ細かく情報を提供することが大切です。

さらに、これらの方法を用いても情報が届かない場合もあることに十分留意し、様々な住民の声を反映した計画づくりを進める必要があります。

#### （10） 他の福祉計画との関係

- 地域福祉計画は、高齢者・障害者・児童等の分野における計画と内容的に重なり合う部分がありますが、関連計画との整合性を図り、分野横断的な福祉課題への取組を進めていく必要があります。

#### （11） その他

- 地域福祉計画策定の目的等から考えて、市町村は、その策定の大部分を外部のコンサルタント会社等に委託するのではなく、住民とともに地域の特性を十分に考慮して策定することが大切です。

## 2 地域福祉計画の策定手順

地域福祉計画は、各市町村において、地域の実態や特性に応じて策定するものであり、一律に決めるものではありませんが、一つの例示として提案します。

### （手順1） 策定体制の整備

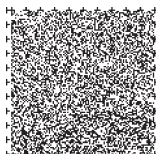
- ・ 庁内組織（プロジェクトチーム等）及び計画策定委員会の設置
- ・ 住民、地域で活動する多様な組織が主体となった地域福祉推進組織の設置

### （手順2） 策定方針の決定

- ・ 理念の確認
- ・ 計画の目的、性格、位置付けの確立、策定スケジュールの作成

### （手順3） 住民、地域で活動する多様な組織への意識啓発

- ・ 住民懇談会、ワークショップ等の開催
- ・ 意欲ある人材の発掘
- ・ 情報の提供、「支え合い」意識の共有化と合意の形成



**(手順4) 実態把握と課題の抽出**

- ・ 住民アンケートの実施、関係団体との意見交換
- ・ 住民懇談会から得られた課題の分析・還元
- ・ 既存の行政施策及び事業の評価と課題の把握
- ・ 市町村社会福祉協議会の事業状況と課題の把握
- ・ 民生委員・児童委員の活動状況と課題の把握
- ・ 地域で活動する多様な組織の活動状況と課題の把握

**(手順5) 計画で取り組むべき課題と方向性の明確化**

- ・ 上記の過程で把握した情報の整理分析
- ・ 住民懇談会や計画策定委員会の開催等による課題の共有

**(手順6) 地域福祉計画の策定****(計画目標の決定)**

- ・ 課題解決に向けた施策の推進方策の決定
- ・ 指標の抽出と数値目標の設定

**(計画骨子の策定)**

- ・ 施策体系の設定
- ・ 盛り込むべき施策の検討

**(計画素案の策定)**

- ・ 具体的な施策内容の検討
- ・ 住民、地域で活動する組織へのフィードバック

**(計画の決定)**

- ・ 素案に対するパブリックコメントの実施、計画への反映
- ・ 計画の決定・公表

**(手順7) 実行**

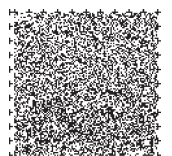
- ・ 目標実現に向けた取組の推進

**(手順8) 評価・見直し**

- ・ 計画の進行管理（進行管理 → 評価 → 見直し）

**3 地域福祉計画の構成（盛り込む事項の例示）**

地域福祉計画は、各市町村の創意と独自性を活かして策定するものであるため、社会福祉法に定める住民参加等の手続きがとられ、計画に盛り込むべき事項が記載されていれば、どのような構成であってもいいのですが、一つの例示として提案します。



### (1) 計画の理念、関係者の役割等

- 計画の理念、策定の趣旨、目的（目標とする地域のすがた）
- 計画の性格と位置付け
- 計画策定の経緯、計画期間
- 住民、地域で活動する多様な組織及び行政の役割

### (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

- 福祉サービスを必要とする住民に対する総合相談体制及び情報提供体制の整備
- 要援護者が必要なサービスを利用することができる仕組みの整備  
(従事者の専門性・資質の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備等)
- サービス利用に結びついていない要援護者への対応  
(孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否等の要援護者を発見し、支援につなげる仕組み)
- サービス利用者の権利擁護システム利用のための方策  
(福祉サービス利用援助事業〈日常生活自立支援事業〉、成年後見制度、苦情解決制度)
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

### (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

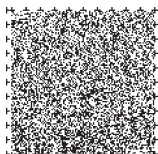
- 複雑多様化した生活課題を解決するための多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスとの連携
- 福祉サービスと保健・医療サービスとの連携
- 福祉サービス提供者間のネットワークづくり
- 福祉専門職の育成、確保及び研修に関する施策

### (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

- 住民の関心喚起、意識向上を促進するための方策（福祉教育・啓発の推進）
- 住民・地域で活動する多様な組織の主体的参画の促進と連携  
(支え合いネットワークの構築)
- 住民・地域で活動する多様な組織が行う地域福祉活動への支援
- 適切な圏域の設定、地域福祉拠点の整備、コーディネート機能の整備
- 地域福祉を推進する人材の養成
- 防災、まちづくり、教育、文化、スポーツ、コミュニティビジネス、社会起業家等、他分野と連携した総合的なコミュニティ施策の推進

### (5) 要援護者への支援体制

- 要援護者の把握
- 要援護者情報の共有（情報共有方法、情報の更新）
- 要援護者の支援  
(日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、緊急対応に備えた役割分担と体制づくり)



**(6) 生活困窮者の自立支援体制**

- 生活困窮者の把握
- 生活困窮者の自立のための各種支援  
(生活困窮者自立支援法に基づく支援、関係機関・他制度及び多様な主体による支援)
- 生活困窮者支援を通じた地域づくり

**(7) それぞれの地域で地域福祉を推進する上で必要な事項**

- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化
- 民生委員・児童委員等の活動強化
- 地域交通の確保
- バリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインの視点

**(8) 計画の進行管理**

- 計画の進行管理と評価・見直し

**(9) 資料編**

- 計画策定委員会等の構成員、計画策定に携わった人々の紹介
- 計画策定委員会等の開催状況
- 住民懇談会やアンケート調査の結果
- その他関係資料、用語集等

**4 地域福祉計画の策定事例****かつらぎ町地域福祉計画 (2014(平成26)年3月策定)****(1) 基本理念**

「いきいきと活発でなかよく支え合いをモットーにした文化と伝統のまち」

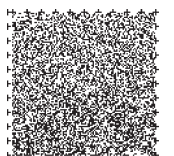
**(2) 計画期間**

平成26年度から平成30年度までの5年間

**(3) 計画の策定経過**

計画策定に当たっては、住民アンケートや全9地区（旧小学校区単位を基本）での懇談会の実施等、住民の参画を重視するとともに、かつらぎ町社会福祉協議会と連携し、同社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定と同時並行で進めた。

策定作業は、平成25年度中に下記の順序で行った。また、地域福祉計画策定委員会は、5回開催し、別途、地区懇談会に委員の方々にも参加いただいた。



### 現状と課題の把握

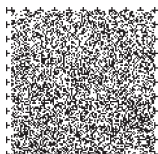
- 町の現状及び課題を把握するため、住民アンケート調査と地区懇談会を実施した。
  - 【アンケート】
    - 〈対象〉 20歳以上の住民1,000人（回収率：48%）
    - 〈内容〉 福祉に対する意識や地域活動への参加状況及び提言
    - 〈調査期間〉 2013(平成25)年9月17日～2013(平成25)年10月4日
  - 【地区懇談会】
    - 〈参加者〉 住民(211人)、委員(延べ22人)  
\* 町内の全9地区で各1回ずつ開催
    - 〈内容〉 住民と地域福祉計画策定委員、事務局(行政、社会福祉協議会)で構成した5～10人程度のグループで、「地域の良いところ、今後良くしたいところ」をテーマに話し合いを行った。
    - 〈開催期間〉 2013(平成25)年10月28日～2014(平成26)年1月18日
  
- 地区懇談会では、住民と行政、社会福祉協議会との率直な意見交換ができ、「共助」のための関係づくりの場にもなった。
  - また、各地区の課題を発見しただけではなく、住民からも、「地域を見直すきっかけになった。」との好評を得た。

### 基本目標と施策及び計画骨子の検討

- 把握した町の現状・課題を分析し、計画の基本目標を設定した。
  - ① 安心して暮らせるまち  
～福祉サービスが充実し、安心して暮らせる福祉のまち～
  - ② 助け合い、支え合うまち  
～多様な問題に連携しながら取り組むまち～
  - ③ ひとり一人がかつらぎ町民  
～すべての人が主体的に地域の問題に取り組むまち～
  
- さらに、基本目標に基づく施策体系及び計画骨子を作成した。
  - \* 骨子作成にあたっては、行政と住民、住民と住民等のネットワークを大事にした。

### 課題ごとの目標設定

- 施策体系の小項目ごとに、目標を設定した。
  - \* 「住民」、「地域・関係団体」、「行政」の別に、それぞれの目標を設定した。





### 計画素案の検討

- 住民アンケートや懇談会での「住民の声」を重視し、計画素案の段階から、それらの意見が組み込まれるよう工夫した。

### 計画の策定

#### （4）計画の実現に向けて

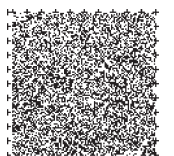
地域福祉計画の実現に向かうため、日頃から社会福祉協議会との連携を十分に取りながら情報を共有していく。

#### （5）その他

地区懇談会や住民アンケートから、地域の少子高齢化に伴う日常生活（老後の生活や介護に関することなど）での不安が大きくなったことが明らかになったため、地域の福祉力向上に向け、平成26年度において、下記テーマで地区懇談会を実施した。併せて、地域福祉計画の概要説明を実施した。

〈テーマ〉 「災害時避難行動要支援者」の支援

〈ねらい〉 平常時からの見守りや支え合い・助け合いの大切さを共有し、さらに具体的な支援活動について話し合うことで、住民参加による地域づくりの普及啓発とする。

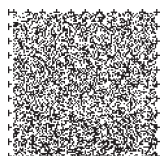


# 参考資料

## 1 地域福祉の取組事例

|  |                    |
|--|--------------------|
| 事業名称   | ごみの訪問収集            |
| 団体名  | 和歌山市（収集センター北事務所）ほか |
| <p>高齢者や障害のある人など、ごみを集積場所まで運ぶことが困難な世帯を対象に、自宅の玄関先まで訪問してごみを収集するとともに安否確認を行う取組が全国的に進んでおり、県内でも実施市町村が増えている。</p> <p><b>【和歌山市の取組概要等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2013(平成25)年10月から、自宅を訪れてごみの収集を行う「ふれあい収集」を実施している。対象となる世帯(要介護度や障害の程度、世帯状況等を事前に審査)は、週1回、品目ごとに分別したごみを玄関先へ出しておく。事前連絡なしに、ごみが出されていないなどの異変があれば、あらかじめ登録された緊急連絡先に連絡することとしている。また、希望者には、収集時に声かけも行っている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 登録世帯数：61世帯（2014(平成26)年12月末現在）</li> </ul> </li> <li>○ 2014(平成26)年12月には、家の中で車いすから落ちて動けなくなっていた一人暮らしの方を発見し、救出するというケースがあった。</li> <li>○ 利用者から、ごみ出しが週1回で済むことも含め、「ごみ出しの苦勞が軽減された」という言葉が寄せられたり、収集時に、「ありがとう」「ご苦勞さま」と声をかけていただくなど、住民とのふれあいにつながっている。</li> </ul> |                    |

|   |                        |
|---|------------------------|
| 事業名称  | 地域サロン事業補助、福祉の総合相談窓口の設置 |
| 団体名   | 紀美野町（保健福祉課）            |
| <p><b>◆ 地域サロン事業補助</b></p> <p><b>【取組概要】</b></p> <p>高齢者等が運営するサロンに対して補助金を交付。また、保健福祉課のサロンコーディネーター（専任・1名）が、地区担当の保健師(*)等と共に、新規サロンの立ち上げや既存サロンの運営を必要に応じてサポート（介護予防を中心とした活動メニューの紹介等）している。</p> <p style="text-align: right;">(*)保健師は、地区毎に担当を決めて活動している。</p> <p><b>〈補助額〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月2回以上開催しているサロン：上限3,000円/月</li> </ul> |                        |



(立ち上げから1年未満のサロン：上限 5,000 円 / 月)

- 月1回開催しているサロン：上限 1,500 円 / 月

(立ち上げから1年未満のサロン：上限 3,000 円 / 月)

#### 〈活動状況〉

- サロン数：48 か所 (2014(平成 26)年 12 月末現在)
- 年1回、サロンの全体交流会を実施し、意見交換、各種講義や実習等(「腰痛予防体操」(県立医大)、「救急法」(日赤和歌山支部)、「若い支度 介護する人・される人」(早川一光氏)他)を行っている。

#### 【よかった点】

- サロンコーディネーターのサポートにより、サロン間の交流も行われるようになり、サロン活動が活性化している。
- サロンコーディネーターがサロンに出向くことで、各地区の住民ニーズ等の把握につながっている。

#### 【課題と今後の方向性】

- サロン開催のチラシ配布や声かけ等により、サロンのリーダーとして期待される団塊世代や比較的若い方への啓発及び参加者の増員に向けた取組を引き続き実施する。
- サロンの増設(特に比較的広い地域は、複数サロンの設置)に向け、地域住民への働きかけを行う。  
\*「第3次きみのいきいき行動計画」の目標サロン数…平成 29 年度：55 か所
- サロンへの送迎が課題(交通が不便)

#### ◆ 福祉の総合相談窓口の設置

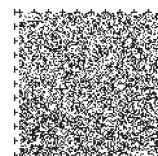
##### 【取組概要】

制度の狭間のことも相談しやすい環境づくりとして、福祉に関するあらゆる相談窓口を保健福祉課内の地域包括支援センターへ設置し、住民にPRするとともに、同課の保健師が担当地区を訪問し、随時、相談に応じている。

また、迅速な支援に向け、日頃から、教育委員会や保育所、民生委員・児童委員など、関係者との定期的な情報交換を実施している。

#### 【よかった点】

- 相談先及び担当保健師が明確で、住民の方にわかりやすい。
- 保健師を地区担当制にしたことで、地域の特徴が見えやすくなった。
- 処遇困難事例の把握が早くなり、早い対応ができるようになった。



【課題と今後の方向性】

処遇困難事例の増加に伴い、保健師の多岐にわたる業務への対応が大変であるが、地域包括ケアシステム構築の観点から、相談体制を維持したい。

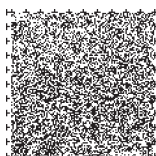
**地域の身近な相談窓口です！**  
**紀美野町地域包括支援センター**

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>介護のこと</b></p> <p>介護ってどうやるの？</p> <p>介護保険ってなに？</p>                 | <p><b>健康のこと</b></p> <p>物忘れがひどくなってきた</p> <p>足腰が弱くなってきた</p> <p>家に閉じこもってばかり…誰かと交流したいな</p>   | <p><b>家族のこと</b></p> <p>家族の介護に疲れてつい大声になってしまう</p> <p>離れて住む一人暮らしの祖のことが心配…</p>        |
| <p><b>お金の管理のこと</b></p> <p>お金の管理に自信がなくなってきた</p> <p>これって消費者被害？どうしよう…</p> | <p>こんなときは気軽に相談ください！！</p>  <p>きらみん<br/>認知症にやさしい町<br/>紀美野町キャラクター</p> | <p><b>近所のこと</b></p> <p>最近顔をみかけない人がいるんだけど、心配で…</p> <p>近所から怒鳴り声や物を投げるような音が聞こえて…</p> |

地域包括支援センターとは、住み慣れた地域で生活を続けられるように、健康・医療・福祉・介護など様々な面から総合的に支えていくことを目的に自治体により設置され、紀美野町では保健福祉課内にあります。相談は無料、秘密は守られます。訪問もします。

**☎ 4 8 9 — 9 9 6 0** (紀美野町役場保健福祉課直通)

|   |          |
|---|----------|
| 事業名称  | 安心生活基盤構築 |
| 団体名   | 白浜町（民生課） |
| <p><b>【取組概要】</b></p> <p>平成 25 年度から、安心生活基盤構築に向け、下記メニューに取り組んでいる。</p> <p><b>1 抜け漏れのない実態把握事業</b></p> <p>民生委員と白浜町社会福祉協議会（以下「社協」という。）に要援護者リストの作成を依頼している。対象となる要援護者は、介護保険事業及び障がい福祉サービス利用者を除く 70 歳以上の一人暮らし、寝たきり障がい者等。調査対象地区は、年度毎に設定している。</p> |          |



## 2 生活課題検討・調整事業

地域包括支援センター（民生課）、障害児者相談支援室「ぼらんち」及び社協が分野横断的な支援困難事例検討会を実施している。

## 3 抜け漏れのない支援事業

白浜町ボランティアセンターの機構改革（有償ボランティア組織構築）、既存サロン事業の見直し（対象を高齢者のみならず、障がい者まで拡大するほか、子育て支援にも活用）、生活困窮者支援、日常生活支援（買い物支援等）、定期的な見守り活動等の体制づくりに取り組んでいる。

## 4 地域支援活性化事業

社協職員を地区担当制とし、各地区のコーディネーター役として、以下の取り組みを行っている。

- ・相談対応と分野横断的な支援を要する方の個別支援調整会議の実施
- ・地域の支援者の発掘と育成（支え合いマップの作成等を通じて）

### 白浜町の重層的な見守り体制

- コーディネーター（各地区の社協担当職員：5人）
- お世話役さん  
（民生委員、福祉委員、町内会役員等、役の任命を受けた人：約650人）
- お世話好きさん（ボランティア・地域住民等）

## 5 住民参加型まちづくり普及啓発事業

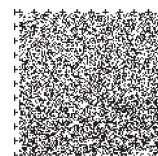
社協において、住民向けセミナーや福祉教育、ボランティア育成等を実施している。また、安心生活創造推進受託事業運営委員会（住民等委員：14人）で事業の進捗状況を確認している。

## 6 自主財源確保事業

社協において、共同募金の活用やバザー活動による収益確保等、財源確保の手法について、地元企業、商工会、NPO等の関係者と検討している。

## 7 権利擁護推進センター等事業

社協において、成年後見支援センターを設置（平成25年度～）し、相談受付や法人後見、啓発活動、白浜町権利擁護運営委員会の開催等を行っている。



**【よかった点や課題など】**

- これまで係や関係機関が各々に実施していた事業を、「つながりと協働」をポイントに再編し、推進している。
- 後見や虐待という事象について、「高齢者」や「障害者」という縦割りで検討していたものを「権利擁護」と広く捉え、「白浜町権利擁護運営委員会」を設置するなど、分野横断的な視点で事業を推進している。
- 今後は、地域課題に対する新たな事業に、住民活動者がいかに参画していくかが課題。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 事業名称 | 摂南大学との包括連携協定による地域活性化 |
| 団体名  | すさみ町（住民生活課）          |

**【取組概要】**

すさみ町と摂南大学（大阪府寝屋川市）は、2010(平成22)年3月に包括連携協定を締結。年間を通し、学生たちがすさみ町を訪れ、地域活性化・観光・防災等の実践的研究・活動を行うなど、様々な分野で地域住民や町と連携した活動を実施している。

**〈学生たちの主な活動〉**

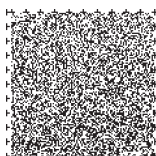
- 高齢者の見守り活動（平成25年度は、もち米作りから学生たちが手掛けた手作り餅を訪問時に配布）
- 途絶えていた佐本地域の伝統行事「柱松祭」の復活、「イノブータン王国建国祭」といった各種町内イベントへのボランティア参加
- 町内小学生と寝屋川市小学生との交流キャンプ、理工学部機械工学科の教授によるロボット教室の実施
- 防災教室や防災運動会の開催による地域住民との交流
- 高齢者教室（公民館で体操等を実施）への参加や郷土料理づくり等での高齢者との交流
- 桜の肥料やりや街道の清掃活動

**〈住民の声〉**

「高齢化で人が足りない部分を若い力で補ってもらえて、すごく助かる。」  
 「若い子たちが地域に来てくれるだけで、地域が賑やかになる。」

**〈学生の声〉**

「伝統行事の継承や郷土料理づくりなど、普段の生活では経験できないことを地域住民の方に教わりながら体験することができた。また、こういった体験や交流を続けることで、地域の方と信頼関係を築くことができた。」





**【今後の方向性】**

地域活性化活動やボランティア活動などを継続して行うことで、地域で活動する上で重要な地域住民との信頼関係を築くことに成功している。

今後も住民・大学・県・町など各関係機関と連携した活動を行い、さらなる地域活性化につなげたい。

**県の取組『大学のふるさと』制度（2014(平成26)年8月～)**

過疎地域において、人材育成のための実践的教育や社会的責任の一環として地域貢献活動に対する関心の高い大学が、地域の方々とともに地域課題の解決に向けた協働活動を行いながら、継続的に交流することを促進する取組です。

県は、主に都市部に所在する大学等が、県内市町村と連携し、交流を通じた地域活性化に資する実践活動等を行えるよう、活動内容に応じた市町村の情報提供や市町村との連携調整を行うほか、市町村に対しては、大学の受入体制整備についての助言等を行います。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 事業名称 | 地域リビング設置運営事業、学校における福祉教育推進 |
| 団体名  | 田辺市社会福祉協議会                |

**◆ 地域リビング設置運営事業**

**【取組概要】**

対象者を限定せず、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが立ち寄り、安らげる居場所として、2011(平成23)年9月、商業施設(オークワパピリオンシティ)内に、「よみちサロンいおり」を開設し、様々な事業を実施している。

- \* 開設時間：10時～18時（火曜日定休）
- \* 利用者数：9,096人（平成25年度実績）
- \* 和歌山県支え合いのふるさとづくり事業対象（平成24～26年度）

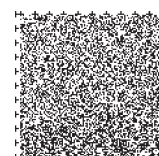
**1 福祉なんでも相談**

職員(1名)が常駐し、随時、福祉のあらゆる相談に対応している。

**2 ホッと講座**

年間を通じ、様々な内容の講座を実施。年齢や障害の有無にかかわらず、地域住民が学び合い、交流する機会となっている。

\* 平成25年度実績：12回開催（参加人数：のべ260人）



### 3 生活支援サポーター養成講座ほか

地域住民のちょっとした困りごとをサポートする担い手を育成するための講座を開催。修了者には、サロンいおりの運営ボランティアへの登録や地域の支え合い活動を紹介している。

\* 平成 25 年度実績：6 回開催（参加人数：のべ 130 人）

→ 22 人に修了証（=3 回以上受講の方が対象）を交付

\* 平成 25 年度は、災害支援サポーター養成講座やボランティア講座も実施

### 4 放課後しゅくだいクラブ（平成 26 年度～）

小学 1～3 年生を対象に、宿題やレクリエーションを週 1 回実施。スタッフは、民生委員・児童委員、福祉委員のほか、生活支援サポーター養成講座の修了生も活躍。家庭環境の多様化に伴う「気になる子」の見守りや養成したボランティアの受け皿にもなっている。

#### 【よかったこと】

- 福祉に関心の低い層への PR ができた。
  - \* 大型商業施設のテナントを利用することで、日ごろ福祉サービス等を利用することのない若者や子育て世代が、買い物の途中で立ち寄って、福祉情報に触れることのできる場となっている。
- 地域で活動する人材を育成できた。
  - \* ホッと講座や養成講座の修了者等に呼び掛け、社協サポーターとして登録し、サロンいおりの運営やその他のボランティア活動などの情報を提供。地域で活動する人材となっている。

#### 【課題等】

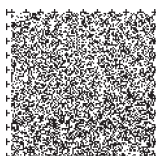
住民やボランティアから、サロンいおりの運営継続の要望が強く、県の支え合いのふるさとづくり事業補助終了後、運営継続のための財源確保が課題。

#### ◆ 学校における福祉教育の推進 — 田辺市教育委員会との連携 —

##### 【取組概要】

##### 1 福祉教育推進校連絡会の設置

教育委員会（学校教育課）内に福祉教育推進校連絡会（構成：市立小学校及び中学校）を設置。年 1 回、小・中学校の教員等を対象に福祉教育研修会を実施しており、情報交換の場にもなっている。



### 〈福祉教育研修会〉

- 経緯：先駆的な取組事例を全校で共有し、全市的に福祉教育の充実を図ることを目的として始めた。
- 対象：小中学校の福祉教育担当者、福祉教育に関わるボランティア
- 内容：平成 26 年度「福祉のしごとを知ろう」  
(講師：福祉・介護事業所管理者)  
平成 25 年度「認知症を知ろう」  
(講師：田辺市地域包括支援センター職員)  
平成 24 年度「子どもたちに伝えたいこと」  
(講師：障害当事者等ゲストティーチャー)

## 2 学校での福祉教育の実施

学校とは、プログラム作成の事前打ち合わせから協働して取り組んでいる。

(福祉教育推進校連絡会の市立小・中学校だけではなく、県立高校とも協働。)

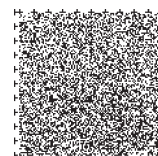
対象学年は、原則として小学 4 年生以上だが、小規模校などでは、全児童や保護者も参加するプログラムを実施することもある。

また、福祉委員やボランティアにも、体験学習時の見守り等への参加を呼び掛けており、子どもたちとの交流につながっている。

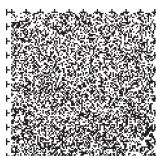
### 【課題と今後の方向性】

学校を核とし、地域ぐるみで福祉教育に取り組む仕組みづくり及び福祉教育を支援するボランティアの育成を進める。

- 学校での福祉教育を支援する地域住民による「福祉教育サポーター」の育成
  - \* 講義や体験学習に児童生徒とともに参加することが、世代間で共に学び合う機会となる。
- ゲストティーチャーの発掘
  - \* ゲストティーチャーとして活動できる障がい当事者や家族が少なく、特に福祉教育の授業が集中する 2 学期は、当事者等への負担が大きくなっている状況。当事者団体等の協力を得ているところだが、社協や学校としても、新たなゲストティーチャーが活動しやすい環境の整備が必要。



|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 事業名称   | 学生声かけ訪問（ハートフルチェック）、地域のカフェ運営 |
| 団体名  | 上富田町社会福祉協議会                 |
| <p>◆ 学生声かけ訪問（ハートフルチェック）</p> <p><b>【取組概要】</b></p> <p>一人暮らしの高齢者の孤立防止や生きがいづくり、災害時にも助け合いができる人と人との絆づくりなどを目的として、上富田町社会福祉協議会の全面的なバックアップの下、熊野高等学校の生徒が、クラブ活動の一環として、高齢者宅を声かけ訪問（ハートフルチェック）している（平成 26 年度～）。世代間交流を通じた当該活動は、生徒たちの地域の一員としての自覚や思いやりの心を育み、地域の防災ネットワークの輪を広げることにつながっている。</p> <p><b>〈活動のきっかけ〉</b></p> <p>学校の防災学習の中で「災害に備え、日頃から地域住民と顔を合わせる機会を作れないか」と考えたことや、2011(平成 23)年 9 月の台風 12 号豪雨で男子生徒が亡くなったという経験がきっかけとなっている。</p> <p><b>〈活動状況〉</b></p> <p>熊野高等学校の「KUMANO サポーターズリーダー部」の部員(49 人)が、月 3 回程度、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、お変わりがないか確認。</p> <p>* 訪問対象の高齢者：14 人（2014(平成 26)年 12 月末現在。事前申込み制)</p> <p><b>〈工夫していること〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問活動の事前学習として、地域包括支援センターが行う「認知症サポーター養成講座」で、高齢者の接し方や認知症について学んでもらっている。</li> <li>○ 訪問を希望する高齢者を増やすため、生徒に介護予防教室やデイサービスへ参加してもらい、顔見知りになるきっかけを作っている。</li> <li>○ お年寄りのちょっとした変化にも気が付くよう、担当する方を決めて訪問している。</li> <li>○ 生徒たちが当該活動に達成感や充実感を得、将来にわたってボランティア意識が育まれるよう、活動内容の記録や感想を書いた証明書を発行している。</li> </ul> <p><b>【よかったこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒たちのコミュニケーション力、地域防災等の担い手としての自覚、思いやりの心を育む機会となっている。</li> <li>○ 訪問活動のほか、様々なスポーツや文化活動にも参加してもらい、異世代間、障害のある人との交流を通じて、総合的な地域福祉力向上につながっている。</li> </ul> |                             |



### 〈生徒の声〉

「初めのうちは、とても緊張したけれど、笑顔で接してくれて嬉しかった。」

「良い経験が出来てよかった。話を弾ませるのが難しかった。」

### 〈高齢者の声〉

「孫が来てくれたみたいで嬉しい。」

「若さと元気を頂き、年を忘れる。」と、満面の笑みで握手。

### 【今後の方向性】

高齢者への聞き取りなどを通じて、現行の取組の課題等を分析・改善しつつ、学校と連携しながら当該活動を普及していく。

### ◆ 地域のカフェ運営

#### 【取組概要】

高齢者の孤立防止と地域住民とのつながりをつくるため、身近な場所で気軽に交流できる、地域住民ボランティアによるカフェを実施している。

#### 〈活動のきっかけ〉

ボランティア活動活性化の取組の一つ。歩いて参加できる所で、地域住民が交流できる場を作ろうと、町のボランティア連絡協議会・地域包括支援センター・社会福祉協議会が連携して始めた。

#### 〈実施状況〉

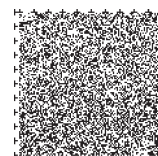
- 5地区の町内会館で、月に1回程度開店（2014(平成26)年12月末現在)
- 利用者負担は、1回100円。

#### 【よかったこと】

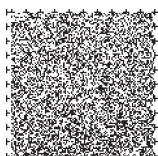
- 住民の新たな交流が生まれ、困りごとの早期発見や孤立防止につながっている。
- 自分たちで企画するなど、ボランティアの方も楽しんでいる。

#### 【課題と今後の方向性】

- 参加が少ない男性や、潜在的に孤立している方を発掘して参加してもらうことが課題。
- ボランティアを含め、すべての人々の参加を前提に、さらに幅広いネットワークづくりを行っていく。各町内会に1カ所、交流の場（サロン・居場所・コミュニティーカフェ）を設置し、介護予防にもつなげていきたい。



|   |                      |
|---|----------------------|
| 事業名称  | 小地域を基盤とした地域福祉活動      |
| 団体名   | NPO法人 ほっとタウン有功（和歌山市） |
| <p>「誰もが安心して暮らせるまちを、地域住民の相互精神（支え合い）で創る」をモットーに、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会、長寿会（老人クラブ）、地域包括支援センター、行政、NPO中間支援組織等と協働し、知恵を出し合いながら様々な活動を繰り広げている。</p> <p><b>【取組概要】</b></p> <p><b>1 いきいきサロン事業</b></p> <p>地域住民の交流の場「いきいきサロン」を11か所で開設。いずれのサロンも、提供会員<sup>(*)</sup>がリーダー役となって運営しており、和気あいあいの雰囲気の中で、友だちづくり、元気づくり、生きがいづくりを進めている。</p> <p>また、サロン間の交流や合同のバス旅行など、参加者自らが企画するイベントも活発に行っている。（年1～2回、「ぐるっと関西」の実施など）</p> <p style="text-align: right;">(*) 提供会員…「5 ボランティア・リーダー養成講座」参照</p> <p><b>2 友愛訪問サービス</b></p> <p>提供会員が利用会員（サービス利用者）に対し、家庭サポート（食事の準備や調理、買い物や薬の受け取り等）のサービスを提供。サービスは有料（チケット制）で、事務局が、利用会員と提供会員のマッチングやチケット販売・清算を行っている。</p> <p>* 料金：1時間600円（うち500円→サービス提供者、100円→法人）</p> <p>* 会費：法人会員10,000円/年、提供会員・賛助会員2,000円/年、利用会員入会時に2,000円</p> <p><b>3 安否確認事業</b></p> <p>一人暮らしの高齢者、高齢の夫婦世帯で見守りを要する方に、週1回の配食と併せて安否確認を実施。調理も安否確認（配達）も提供会員が行っている。</p> <p>* 料金：1食400円（対象者は、10～15人）</p> <p><b>4 ほっとたすけあいサービス</b></p> <p>いつでも気軽に相談できる窓口を設置。ボランティア・リーダー養成講座の修了者が相談員となり、適切な支援へつないでいる。介護サービス事務所のヘルパーさんから、友愛訪問サービスを必要としている方の情報が寄せられる場合もあり、支え合いのネットワークが活かされている。</p> |                      |





## 5 ボランティア・リーダー養成講座

地域福祉に関する様々な分野の講師を招き、「ボランティア・リーダー養成講座」を開催。受講修了者は、当法人の会員やサービスを提供する提供会員となり、地域の有力な担い手となっている。

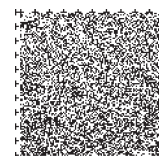
\* 講座開催実績：8回（受講修了者 165人）

\* 会員数：正会員 55人（うち、提供会員 35人）（2014(平成 26)年 12月 末現在）

### 【課題と今後の方向性】

「安定した活動財源の確保」という課題はあるが、今後は、高齢者に限らず、子育て中の親子や障害のある人との交流をはじめ、誰もが気軽に利用でき、生活できる地域福祉拠点「母の家」の設置や福祉有償運送の実現を目指している。

|   |                    |
|---|--------------------|
| 事業名称  | 小地域を基盤とした地域福祉活動    |
| 団体名   | NPO法人 愛ラップいわで（岩出市） |
| <p>高齢化や核家族化が進行し、他人との結びつきが希薄になりつつある中、「誰もが安心して生活できるまちづくり」をめざし、岩出市民を対象に様々な取り組みを行っている。</p> <p><b>【取組概要等】</b></p> <p>1 生活支援と子育て支援（会員制の有償ボランティア活動）</p> <p>サービス提供者とサービスを受ける人は、それぞれ「正会員」と「利用会員」として登録。当法人が、利用会員の希望するサービスとそのサービス提供者（正会員）をコーディネートしている。</p> <p>* 会員数：正会員 37人、利用会員 33人（2014(平成 26)年 12月 末現在）</p> <p>* 料 金：1時間 800円又は 1,000円</p> <p>* 年会費：正会員・利用会員ともに 1,000円</p> <p><b>〈支援内容〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活支援：家事一般、高齢者の見守り、ヘアーカット、外出介助等</li> <li>○ 子育て支援：子どもの見守り、送迎、出産前後の家事一般等</li> </ul> <p><b>〈よかったこと、課題など〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者も若い人（子どもが下校するまでの間など）も、支援活動を通じて法人の目的を体感し、共助の輪が広がりつつある。</li> <li>○ 正会員・利用会員の双方が元気になることが多い。</li> </ul> |                    |



- 正会員は、月1回の定例会を開催し、知恵を出し合って活動している。
- 認知症の方の症状によって、対応が難しいケースもある。

## 2 0歳児母子デイサービス ～ベビーサークル・ゲー～

子育ての不安や孤独感を解消するため、育児仲間の交流とリフレッシュができるサロン活動を月1回実施している。

### 〈よかったこと、課題など〉

- 何人もの友達ができ、お互いの成長を見守る良い関係ができています。
- 食事付きのため、コミュニケーションが進み、調理の学習もできる。
- 物価上昇に伴う参加費(食材等実費分として800円)の不足分の負担が課題。
- 今後は、マナーや食事のレシピ、感染予防等、学習会の内容を更に充実させていく。

## 3 介護者の集い

介護中の方々の交流とリフレッシュを目的とし、月1回サロンを実施している。

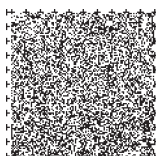
### 〈よかったこと、課題など〉

- 時間が足りないほど話が弾み、リフレッシュの場となっている。
- 参加者が減少傾向。外出が困難な介護者が参加しやすいよう、地域へ出向いての開催等、対策が必要。

### 活動のきっかけ等

岩出市社会福祉協議会が、ボランティアや民生委員・児童委員の方々に声をかけ、「住民参加型在宅福祉サービスの会 愛ラップいわで」の準備会を1998(平成10)年に発足させたのが始まり。準備会の参加者13人それぞれが、知人に参加を呼び掛け、2000(平成12)年4月1日に会員28人で当会を設立。高齢者や障害のある人などの接し方や調理実習等の研修を重ね、数ヵ月後によりよく在宅サービス「生活支援と子育て支援」の活動からスタートさせた。その後、育児中の母親が不安と孤独感を抱いていることを聞き、0歳児母子デイサービスも開始した。

当会の5年間にわたるこうした活動を経て、2005(平成17)年11月30日に「NPO法人 愛ラップいわで」を設立し、さらに「介護者の集い」等、活動の幅を広げている。



## 2 社会福祉法〈一部抜粋〉

### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

### (市町村地域福祉計画)

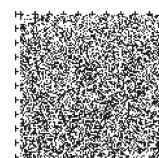
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項



- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

### 3 和歌山県社会福祉審議会規則

#### (名称)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき置かれた社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関の名称は、和歌山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員31人以内で組織する。

- 2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

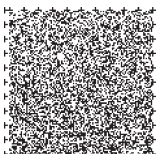
#### (委員長の職務を行う委員)

第3条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

#### (会議)

第4条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。



## (専門分科会)

第5条 審議会に、社会福祉法第11条（同法第12条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により次の表の左欄に掲げる専門分科会（以下「分科会」という。）を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 民生委員審査専門分科会  | 民生委員の適否の審査に関する事項            |
| 身体障害者福祉専門分科会 | 身体障害者の福祉に関する事項              |
| 児童福祉専門分科会    | 児童、妊産婦、知的障害者及び母子家庭の福祉に関する事項 |
| 地域福祉専門分科会    | 地域福祉推進計画に関する事項              |

2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮問を受けたときは、分科会の決議をもって審議会の決議とする。

第6条 分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、和歌山県議会の議員の選挙権を有する委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

第7条 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

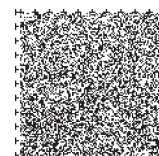
2 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。

3 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第8条 第4条の規定は、分科会について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

## (部会)

第9条～第11条（略）

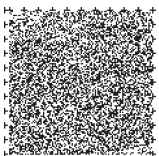


(庶務)

第 12 条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。ただし、児童福祉専門分科会文化財部会に係るものについては、環境生活部において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。





## 4 和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

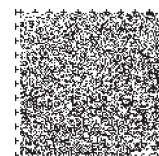
(2015(平成27)年3月末現在)

|      | 氏 名     | 任期期間中の主な役職等              |
|------|---------|--------------------------|
| 分科会長 | 川 口 富士夫 | 社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会 事務局長   |
| 委 員  | 池 田 清 郎 | NPO法人ヒューマンライツわかやま 理事     |
|      | 太 田 作 也 | 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 事務局次長  |
|      | 北 出 賀江子 | 和歌山県ボランティア連絡協議会 会長       |
|      | 桑 原 義 登 | 相愛大学人文学部人間心理学科 教授        |
|      | 笹 尾 恭 子 | NPO法人ハッピーボックス 代表理事       |
|      | 谷 本 忠 信 | 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟 会長     |
|      | 辻 田 育 文 | 一般財団法人和歌山県老人クラブ連合会 副会長   |
|      | 野 嶋 廣 子 | NPOあらんな委員・和歌山市議会議員       |
|      | 橋 爪 純 子 | 社会福祉法人海南市社会福祉協議会 在宅福祉係長  |
|      | 平 田 耕 一 | 田辺市福祉課 課長                |
|      | 松 本 千賀子 | NPO法人Com子育て環境デザインルーム 理事長 |
|      | 松 本 吉 弘 | 和歌山県隣保館連絡協議会 会長          |
|      | 山 崎 マサコ | 和歌山県民生委員児童委員協議会 副会長      |
|      | 湯 上 ひとみ | 紀美野町保健福祉課 主幹             |
|      | 横 手 英 義 | 一般社団法人和歌山県医師会 理事         |

(委員は50音順・敬称略)

## 〈策定の経過〉

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 2013(平成25)年12月26日 | 平成25年度第1回県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会 |
| 2014(平成26)年 3月24日 | 平成25年度第2回県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会 |
| 2014(平成26)年 7月 7日 | 平成26年度第1回県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会 |
| 2014(平成26)年12月24日 | 平成26年度第2回県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会 |
| 2015(平成27)年 1月 9日 | パブリックコメントの実施 (1月30日まで)        |
| 2015(平成27)年 2月16日 | 平成26年度第3回県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会 |



## 5 用語解説

### ア 行

#### ICT〈情報通信技術〉(Information and Communication Technology)

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (Information Technology : 情報技術) の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつあります。

(掲載ページ : 29)

#### インフォーマルサービス

近隣住民、知人、ボランティアなどが行う手伝いや非公式な支援のことをいいます。

一方、フォーマルサービスは、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービス等のことをいいます。

(掲載ページ : 15、18)

#### NPO (Non-Profit Organization)

社会貢献活動を行う営利を目的としない住民主体の組織・団体をいいます。

なお、NPO法人(特定非営利活動法人)とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した組織・団体です。

(掲載ページ : 11、12、14、17、23、25、33、50、57)

#### 親支援プログラム

親が子育てスキルを学べるプログラムで、健診未受診児のいる家庭など要支援家庭に実施するものです。スキルを身につけることにより、子育てのほとんどの局面で、前向きに子どもと向き合えるようになることを目的としています。

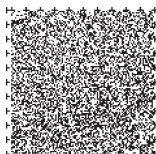
(掲載ページ : 24)

### カ 行

#### 合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

(掲載ページ : 5)



## コミュニティビジネス

地域が抱える課題解決のため、住民が主体的に地域の資源を活かしながら、ビジネス手法を用いて取り組むことであり、地域の人材、ノウハウや施設などを活用することにより、地域における新たな雇用の創出や住民の自己実現などを生み出し、地域の活性化に寄与するものと期待されています。

(掲載ページ：11、25、43)

## サ 行

### 社会起業家

社会への貢献を目的として、新しい発想とビジネス的手法を用いて、福祉、人権、環境や教育など地域課題の解決を図るために活動する人や組織のことをいいます。

(掲載ページ：11、43)

### 成年後見制度

認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じ、家庭裁判所が成年後見人や保佐人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為をするときの同意や、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為の取り消しなどを行う制度です。

「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選任した代理人（任意後見人）に自分の生活や財産管理等を行う代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

(掲載ページ：27、43)

### 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な人について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対する国庫補助事業や交付金のことをいいます。

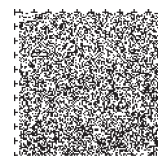
(掲載ページ：27)

### ソーシャル・インクルージョン

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書（厚生省社会・援護局 平成12年12月8日）で用いられた言葉。

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念であり、貧困者、失業者、障害のある人やホームレスなどが社会から排除されることなく、同じ社会の構成員として包み支え合い、共に生きる社会づくりをめざすという考え方をいいます。

(掲載ページ：22、38)



## 措置制度

福祉サービスを必要としている人に提供するサービスの種類や施設・事業者を行政が決定し、そのサービス提供を施設・事業者に委託する制度です。

(掲載ページ：9)

## タ 行

### 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

#### \* 地域包括ケアシステムの「自助・互助・共助・公助」

地域福祉における「自助・共助・公助」について、「自助」を個人の努力や家族で支え合うこと、「共助」を地域でお互いに支え合うこと、「公助」を行政が提供する公的援助としていますが、地域包括ケアシステムにおいては、「互助」をボランティアや住民組織の活動、「共助」を介護保険に代表される社会保険制度と位置付け、「自助・互助・共助・公助」という表現をしています。

(掲載ページ：27、33、49)

### 中間的就労

一般就労を直ちに目指すことが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、支援付きの職業訓練等を受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のことをいいます。

(掲載ページ：28)

## ナ 行

### 南海トラフ地震

南海トラフ（駿河湾から九州沖合の海底に伸びている、深い溝状の地形のこと）で発生する地震で、次の2種類の地震が想定されています。

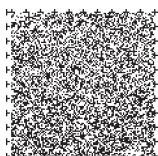
#### ○ 東海・東南海・南海3連動地震（マグニチュード8.7）

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）における地震が、同時に起こることをいい、特に大きな被害が予想されています。

#### ○ 南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.1）

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域（日向灘を含む）の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震をいい、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば極めて甚大な被害が予想されます。

(掲載ページ：10、18)



## ノーマライゼーション

障害のある人となない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前の社会であるという考え方をいいます。この考え方は、障害者福祉だけにとどまらず、地域福祉を推進する上においても、その果たす役割は大きくなっています。

(掲載ページ：22、33)

## ハ行

### バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、高齢者や障害のある人などの社会参加を困難にしているすべての障壁に対して用いられます。

(掲載ページ：29、44)

### ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が長い期間失われている状態をいいます。

また、「社会的ひきこもり」とは、そのうち統合失調症等の精神疾患等が第一の原因であるとは考えにくいものをいいます。

(掲載ページ：26、43)

### 避難行動要支援者

高齢者、障害のある人などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指します。

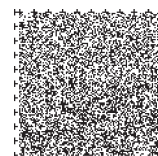
なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を講ずるための基礎とする「避難行動要支援者名簿」の作成を災害対策基本法で義務付けられています。

(掲載ページ：10、13、17、18、23、32、33、46)

### 避難行動要支援者（避難支援プラン）の個別計画

避難行動要支援者の一人ひとりについて、具体的な避難方法等を定めるもので、市町村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、その策定を求められています。

(掲載ページ：17、23、32)



## 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送ることを支援するため、社会福祉協議会が本人との契約により生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭の管理、年金書類等の保管などを行う事業です。

(掲載ページ：19、27、43)

## 福祉避難所

災害時に、一般の避難所では避難所生活が困難な高齢者や障害のある人などのために、特別な配慮がなされた避難所です。

(掲載ページ：33)

## 福祉有償運送

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な要介護者、身体障害のある人などに対して、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。

(掲載ページ：29、58)

## 法人後見

成年後見制度において、個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人が後見人等になることをいいます。

成年後見人に選任される法人としては、社会福祉協議会を含む社会福祉法人・福祉関係の公益法人のほか成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人などがあります。

(掲載ページ：19、27)

## ヤ 行

---

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、能力等にかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように施設、環境、製品、情報などをデザインしようとする考え方です。

(掲載ページ：44)

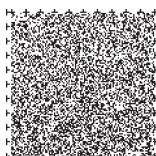
## ワ 行

---

### 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決や、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を目的とし、社会福祉法に基づき県社会福祉協議会に設置されています。

(掲載ページ：31)





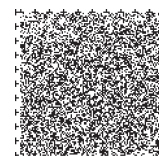
## 6 福祉に関する総合相談窓口一覧

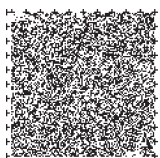
## 県・振興局の相談窓口

| 県庁・振興局名 | 担当課                       | 電話番号         | 住 所             |
|---------|---------------------------|--------------|-----------------|
| 和歌山県庁   | 福祉保健部 福祉保健総務課             | 073-441-2472 | 和歌山市小松原通一丁目 1   |
| 海草振興局   | 健康福祉部（海南保健所）総務健康安全課       | 073-482-5511 | 海南市大野中 939      |
| 那賀振興局   | 健康福祉部（岩出保健所）総務健康安全課       | 0736-61-0020 | 岩出市高塚 209       |
| 伊都振興局   | 健康福祉部（橋本保健所）総務健康安全課       | 0736-42-0491 | 橋本市高野口町名古曾 927  |
| 有田振興局   | 健康福祉部（湯浅保健所）総務健康安全課       | 0737-64-1292 | 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 |
| 日高振興局   | 健康福祉部（御坊保健所）総務健康安全課       | 0738-22-3481 | 御坊市湯川町財部 859-2  |
| 西牟婁振興局  | 健康福祉部（田辺保健所）総務健康安全課       | 0739-26-7931 | 田辺市朝日ヶ丘 23-1    |
| 東牟婁振興局  | 健康福祉部（新宮保健所）総務健康安全課       | 0735-21-9610 | 新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8   |
|         | 健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）地域福祉課 | 0735-72-0525 | 東牟婁郡串本町西向 193   |

## 市町村の相談窓口

| 市町村名  | 担当課       | 電話番号         | 住 所                |
|-------|-----------|--------------|--------------------|
| 和歌山市  | 高齢者・地域福祉課 | 073-435-1063 | 和歌山市七番丁 23         |
|       | 生活支援課     | 073-435-1061 |                    |
| 海南市   | 社会福祉課     | 073-483-8432 | 海南市日方 1525-6       |
| 橋本市   | 福祉課       | 0736-33-1111 | 橋本市東家一丁目 1-1       |
| 有田市   | 福祉課       | 0737-83-1111 | 有田市箕島 50           |
| 御坊市   | 社会福祉課     | 0738-23-5508 | 御坊市藪 350           |
| 田辺市   | 福祉課       | 0739-26-4900 | 田辺市高雄一丁目 23-1      |
| 新宮市   | 福祉課       | 0735-23-3333 | 新宮市春日 1-1          |
| 紀の川市  | 社会福祉課     | 0736-77-0904 | 紀の川市西大井 338        |
| 岩出市   | 福祉課       | 0736-62-2141 | 岩出市西野 209          |
| 紀美野町  | 保健福祉課     | 073-489-9960 | 海草郡紀美野町下佐々 1408-4  |
| かつらぎ町 | 住民福祉課     | 0736-22-0300 | 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160   |
| 九度山町  | 福祉課       | 0736-54-2019 | 伊都郡九度山町九度山 1190    |
| 高野町   | 健康推進課     | 0736-56-2933 | 伊都郡高野町高野山 636      |
| 湯浅町   | 健康福祉課     | 0737-63-2525 | 有田郡湯浅町湯浅 1055-9    |
| 広川町   | 住民生活課     | 0737-23-7724 | 有田郡広川町広 1500       |
| 有田川町  | やすらぎ福祉課   | 0737-52-2111 | 有田郡有田川町中井原 136-2   |
| 美浜町   | 福祉保険課     | 0738-23-4950 | 日高郡美浜町和田 1138-278  |
| 日高町   | 住民福祉課     | 0738-63-3800 | 日高郡日高町高家 626       |
| 由良町   | 住民福祉課     | 0738-65-0201 | 日高郡由良町里 1220-1     |
| 印南町   | 住民福祉課     | 0738-42-1738 | 日高郡印南町印南 2252-1    |
| みなべ町  | 住民福祉課     | 0739-72-2161 | 日高郡みなべ町芝 742       |
| 日高川町  | 保健福祉課     | 0738-22-1700 | 日高郡日高川町土生 160      |
| 白浜町   | 民生課       | 0739-43-5555 | 西牟婁郡白浜町 1600       |
| 上富田町  | 住民生活課     | 0739-47-0550 | 西牟婁郡上富田町朝来 763     |
| すさみ町  | 住民生活課     | 0739-55-4804 | 西牟婁郡すさみ町周参見 4089   |
| 那智勝浦町 | 福祉課       | 0735-52-0555 | 東牟婁郡那智勝浦町築地七丁目 1-1 |
| 太地町   | 住民福祉課     | 0735-59-2335 | 東牟婁郡太地町太地 3767-1   |
| 古座川町  | 住民福祉課     | 0735-72-0180 | 東牟婁郡古座川町高池 673-2   |
| 北山村   | 住民福祉課     | 0735-49-2331 | 東牟婁郡北山村大沼 42       |
| 串本町   | 福祉課       | 0735-62-0555 | 東牟婁郡串本町串本 1800     |







和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画〈改定版〉

(平成27年3月)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2472

FAX 073-425-6560

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

